

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月25日
【事業年度】	第1期（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	AIフュージョンキャピタルグループ株式会社
【英訳名】	AI FUSION CAPITAL GROUP CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澤田 大輔
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目9番9号
【電話番号】	03-6261-9511
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 西田 賢一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番9号
【電話番号】	03-6261-9511
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 西田 賢一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準	
	第1期	
決算年月	2025年3月	
売上収益 (百万円)	3,088	
税引前利益 (百万円)	1,419	
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	668	
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	670	
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	4,716	
総資産額 (百万円)	7,629	
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	584.10	
基本的1株当たり当期利益 (円)	84.49	
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	83.01	
親会社所有者帰属持分比率 (%)	61.8	
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	14.5	
株価収益率 (倍)	20.26	
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	183	
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	939	
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,181	
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	3,328	
従業員数 (人)	137	
[外、平均臨時雇用者数]	[8]	

(注) 1 当社は国際会計基準(以下「IFRS」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2 当社は2024年10月1日設立のため、前連結会計年度以前に係る記載はありません。

3 第1期の連結財務諸表は、単独株式移転により当社の完全子会社となったミライドア株式会社(旧フューチャーベンチャーキャピタル株式会社)の連結財務諸表を引き継いで作成しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期
決算年月	2025年3月
売上高 (百万円)	120
経常損失 () (百万円)	109
当期純損失 () (百万円)	104
資本金 (百万円)	100
発行済株式総数 (株)	8,902,600
純資産額 (百万円)	3,821
総資産額 (百万円)	6,551
1株当たり純資産額 (円)	470.32
1株当たり配当額 (円)	-
(1株当たり中間配当額)	(-)
1株当たり当期純損失 () (円)	13.16
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-
自己資本比率 (%)	56.6
自己資本利益率 (%)	-
株価収益率 (倍)	-
配当性向 (%)	-
従業員数 (人)	6
株主総利回り () (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(-)
最高株価 (円)	2,500
最低株価 (円)	823

- (注) 1 当社は、2024年10月1日設立のため、前事業年度以前に係る記載はしていません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。
- 3 自己資本利益率については、当期純損失であるため記載していません。
- 4 株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載していません。
- 5 第1期の株主総利回りは、2024年10月1日設立のため記載していません。
- 6 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。

2【沿革】

当社は、ミライドア株式会社（旧フューチャーベンチャーキャピタル株式会社）を株式移転完全子会社とする単独株式移転によりAIフュージョンキャピタルグループ株式会社として設立されました。設立から現在に至るまでの沿革は以下のとおりです。

年月	事項
2024年10月	M&Aや直接投資を従来のファンド運営とは切り分けるための持株会社体制への移行を目的として、ミライドア株式会社(旧フューチャーベンチャーキャピタル株式会社)が単独株式移転の方法により当社を設立 当社普通株式を東京証券取引所スタンダード市場に上場
2024年10月	中期経営計画（AI革命1.0）を策定
2024年11月	青果卸売事業を営む株式会社河合青果を連結子会社化
2024年12月	オンラインビジネスの成約率の向上を実現するSaaS事業を展開する株式会社ショーケース及びその連結子会社である株式会社Showcase Capital及びReYuu Japan株式会社を連結子会社化
2025年1月	六本木オフィスを開設 暗号資産投資事業開始を目的として連結子会社であるミライコイン株式会社を設立
2025年2月	SNSマーケティング事業を展開する株式会社ラバブルマーケティンググループとの資本業務提携開始
2025年3月	当社連結子会社であるミライドア株式会社(旧フューチャーベンチャーキャピタル株式会社)の商号をミライドア株式会社に変更 当社連結子会社であるFVC Tohoku株式会社の商号をミライドアTohoku株式会社に変更

3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社8社、持分法適用会社42社により構成されており、金融ソリューション事業、SaaS事業等を主たる業務としております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループは、2024年10月29日付の中期経営計画（AI革命1.0）にて公表しましたとおり、様々なセクターの企業群の構造変革をもたらす可能性のある「第四次産業革命」と目されるAIを軸に、「自己投資事業」「ファンド事業」「PIPEs事業」「投資銀行事業」の4つの事業ドメインをコア領域と定め、シナジー効果を発揮しながら、それぞれが独立した事業として当社グループの利益成長をドライブすることを目指しております。

「自己投資事業」においては、「AIを活用した事業モデル変革を図る企業」を中心とする企業群への当社グループによる自己投資を行っております。想定される主たる投資対象企業群としては、「既存事業を有している/確立済である一方で、AIを活用して新たなビジネスモデルを構築することにより、企業価値の成長を目指す企業群」「AI分野における事業拡大を目指すSIer企業群」「当社グループで今後展開予定の『AIファンド』の投資先企業群とのシナジー効果が見込める企業群」等となります。また、投資した企業を中核としてシナジー効果の見込める企業のM&Aに取り組みしております。

「ファンド事業」においては、ベンチャーキャピタル事業として、ベンチャー企業への投資及び投資助言、投資事業組合の組成及びその管理・運営、投資事業組合の無限責任組合員として投資先の選定及び育成支援を行っております。また、「AIを自社開発している企業群（競合との差別化が図れるコア技術を有する企業群）」、「SaaS/パッケージなどAIソリューションサービスを提供可能な企業群」「半導体やセンサーをはじめAI関連のハードウェアを開発している企業群」「AIの拡大に伴う通信容量・エネルギー供給等不足の解消が可能な企業群」等への投資を想定したAIソリューションを提供する企業群に特化したファンドの組成に取り組みしております。

投資会社が上場企業の私募増資を引き受けることを意味する「PIPEs事業」においては、2ステップでの事業展開を計画しており、現時点では「ステップ1：LP（投資家）としてPIPEs事業へ参画」に取り組みしております。将来的な第2ステップにおいては、当社がGP（ファンド運営者）としてPIPEs事業に取り組むことを計画しております。

「投資銀行事業」においては、他の3事業である「自己投資事業」「PIPEs事業」「ファンド事業」に付随して派生する様々なニーズに対し、事業内容・事業規模・事業ステージ等を鑑み最適な資金調達や事業提携等の投資銀行（コーポレートファイナンス）サービスの提供に取り組みしております。

また当社は上記4事業に加え、2025年1月30日に「暗号資産投資事業」を開始いたしました。暗号資産投資事業においては、市場動向を綿密に分析し、リスクを徹底管理しながら、収益性の高い投資機会を追求します。

なお、関係会社の異動は、以下のとおりであります。

2024年12月19日付で、株式会社ショーケースの株式を取得し、同社並びに同社の連結子会社である株式会社 Showcase Capital及びReYuu Japan株式会社を連結子会社といたしました。

2025年3月25日付で、株式会社ショーケースはReYuu Japan株式会社の株式を譲渡したため、同社を連結の範囲から除外いたしました。

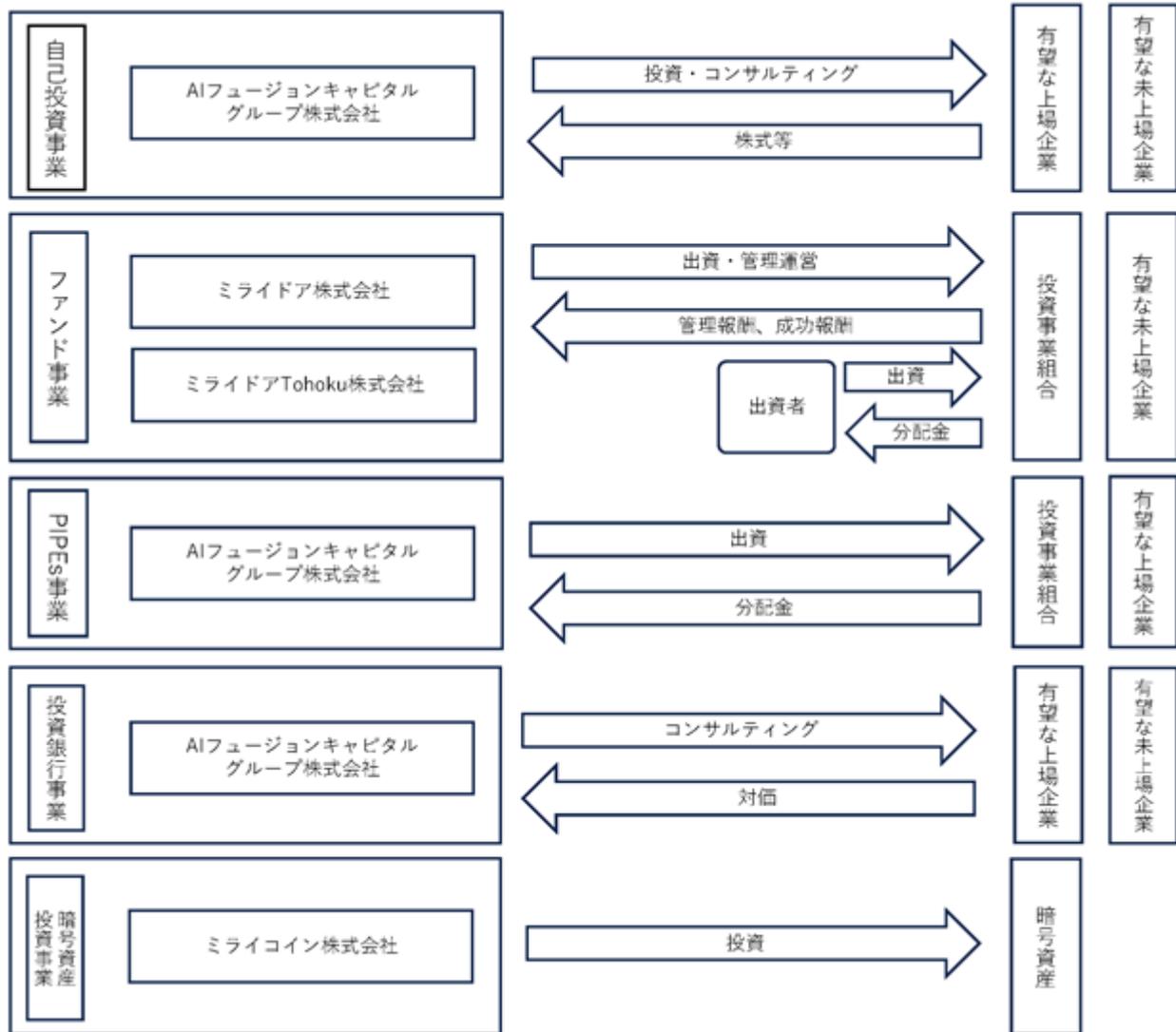
2024年11月18日付で、株式会社河合青果の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

2025年1月30日付で、ミライコイン株式会社を設立し、同社を連結子会社といたしました。

2025年3月3日付で、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社及びFVC Tohoku株式会社は、商号をミライドア株式会社、ミライドア Tohoku株式会社にそれぞれ変更いたしました。

以上に述べた事項を事業系統図によって示しますと、次のとおりであります。

〔事業系統図〕



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金総額 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ミライドア(株)(注)3、6	東京都 港区	100	ベンチャーキャピ タル業	100.0	役員の兼任
FVCグロース二号投資事業有限責任組合 (注)3、4、5	京都市 中京区	950	ベンチャーキャピ タル事業	52.6 (52.6)	-
ミライドア Tohoku(株)	岩手県 盛岡市	10	ベンチャーキャピ タル事業	100.0 (100.0)	-
THE FREE AGENT LAB(株)	東京都 千代田区	1	人材紹介フランチャ イザー事業	100.0 (100.0)	-
(株)河合青果	名古屋 市中村区	5	青果物卸売業	100.0	役員の兼任
(株)ショーケース(注)2、3	東京都 港区	389	D Xクラウド事業	51.0	役員の兼任
(株)Showcase Capital	東京都 港区	10	投資関連事業	51.0 (51.0)	役員の兼任
ミライコイン(株)	東京都 港区	20	暗号資産投資事業	100.0	役員の兼任
(持分法適用関連会社) (株)ラバブルマーケティンググループ	東京都港 区	50	SNSマーケティング 支援事業	20.0	-
投資事業有限責任組合えひめベンチャーファ ンド2013(注)4、5	京都市 中京区	400	ベンチャーキャピ タル事業	5.0 (5.0)	-
京都市スタートアップ支援投資事業有限責任 組合(注)4、5	京都市 中京区	260	ベンチャーキャピ タル事業	3.8 (3.8)	-
ロボットものづくりスタートアップ支援投資 事業有限責任組合(注)4、5	京都市 中京区	2,600	ベンチャーキャピ タル事業	3.8 (3.8)	-
京都市スタートアップ支援2号投資事業有限 責任組合(注)4、5	京都市 中京区	260	ベンチャーキャピ タル事業	3.8 (3.8)	-
その他 37社					
(その他の関係会社) (株)DSG1	名古屋 市中村区	10	投資・M&A事業、不 動産事業、デザイン 事業	被所有 24.88	役員の兼任

(注)1 出資割合の(内書)内は、間接所有割合で内数であります。

2 有価証券報告書の提出会社であります。

3 特定子会社であります。

4 出資金総額は、コミットメント総額であります。

5 子会社であるミライドア株式会社またはミライドア Tohoku株式会社が無限責任組合員として出資しております。

6 ミライドア(株)は、売上収益(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等(2025年3月期 日本基準)

(1)売上高 471百万円

(2)経常損失() 143百万円

(3)当期純損失() 146百万円

(4)純資産額 3,885百万円

(5)総資産額 4,274百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	臨時雇用者数(名)
金融ソリューション事業	29	(-)
SaaS事業	90	(3)
情報通信関連事業	2	(-)
その他	16	(5)
合計	137	(8)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数は当連結会計年度の平均人員を()外数で記載しております。

2. その他として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門の従業員数であります。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
6	52.2	0.5	7,238,000

セグメントの名称	従業員数(名)
その他	6
合計	6

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数は当連結会計年度の平均人員を()外数で記載しております。

2. その他として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門の従業員数であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は組織されておりませんが、労使関係は円満で特記する事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、株主共同の利益のため、過去から続く当社グループの経営資源を合理的に活用し、また、上場会社として適切なコーポレート・ガバナンス体制を確立し、2024年10月29日付の中期経営計画（AI革命1.0）に記載のとおり、様々なセクターの企業群の構造変革をもたらす可能性のある「第四次産業革命」と目されるAIを軸に、「自己投資事業」「ファンド事業」「PIPEs事業」「投資銀行事業」の4つの事業ドメインをコア領域と定め、シナジー効果を発揮しながら、それぞれが独立した事業として当社グループの利益成長をドライブすることを目指しております。そして、当社グループが投資目的で保有する有価証券との価値連動性が低いオルタナティブ金融資産としての特性を有し、当社グループが事業の軸に据えるAIと密接な関係を有することから新たに開始した暗号資産事業とあわせ、これらの戦略的投資・金融活動により日本の成長を支えるキャピタルグループを目指し、中長期的な企業価値、並びに、株主価値向上に邁進してまいります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営指標につきましては、戦略的投資・金融活動により日本の成長を支えるキャピタルグループを目指し、2028年3月期には時価総額1,000億円を目標として掲げております。当該目標は単なる数値目標ではなく、当社グループの長期的なビジョンである「日本の成長を支えるキャピタルグループ」としての地位を確立するための、進捗を測る上で重要なマイルストーンと位置付けております。

「積極的な投資活動」「投資先やグループ会社となった企業とのシナジー効果の追求」および「内部成長」により利益成長を実現することで、目標達成を目指してまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

「積極的な投資活動の実行」と「投資先やグループ会社となった企業とのシナジー効果の追求」

当社グループは、自己投資事業における株式会社ショーケース等の連結子会社化やPIPEs事業におけるウェルディッシュへの投資など、単独或いは他の投資家・企業とともに自己資金で投資活動を実行しております。競合となる国内外の投資会社や事業会社は多数存在しておりますが、今後も当社グループが強いパイプを有する地域の金融機関や地方自治体のほか、パートナー企業、投資先企業のネットワーク等をフル活用し引き続き積極的に投資活動を実行し、その後の「顧客の相互紹介」「ファンド事業で投資する『AIソリューション提供企業群』による、自己投資事業で投資する『AIを活用した事業モデル変革を図る企業』へのAIソリューションの提供」「各投資先の強みを活かした新規サービスや商品の開発」など、投資先やグループ会社となった企業とのシナジー効果を追求するなど、当社グループが自己投資事業、ファンド事業、PIPEs事業、投資銀行事業を行い、それにより各事業の取引先・投資先が相互に連携・協業する環境を構築できる強みを活かし、当社グループの業績を最大化させ、株主価値の最大化を目指してまいります。

投資ファンドの規模と投資領域の拡大

ファンド事業においては、投資家の皆さまからお預かりした資金を原資とした投資により財務的及び事業戦略的成果を上げ、その成果から生まれる信頼によって次の投資の器となるファンドにおいて資金をお預かりするというプロセスを繰り返す中でその規模を拡大していくことが1つの成長モデルであります。投資ファンドは、1本あたりのファンド規模が少額であると、そこから分散投資をすることになり、投資実行金額が自ずと少額になります。その結果、投資先社数ばかりが先行して増えてしまい、当社グループが無限責任組合員として運用するファンド総額が十分に追いつかず、当社グループとして維持できるファンド投資担当者の人員規模と投資先社数の整合がとれなくなる課題があります。従って、リスクマネー提供機能を維持しつつ、今後新規設立する1本あたりの投資ファンドの規模を増大させるとともに、投資領域の拡大に努めてまいります。

暗号資産への投資の拡大

当社グループでは、暗号資産は、オルタナティブ金融資産としての特性に加えて、当社グループが事業の軸に据えるAIと並びデジタル社会の二大テクノロジーの双璧であるブロックチェーン技術としての優位性を有していると考えております。暗号資産のブロックチェーン技術を利用したサービスの提供は今後も中長期で拡大が予想され、それに伴い暗号資産の存在感も更に向上すると考えております。また、AIと暗号資産は相互補完をしてきた関係にあり、今後も、さまざまな領域において補完しあうことで革新的な変化を引き起こす可能性を有しており、切り離すことのできない密接な関係となっております。当社グループは、リスクはあるものの、オルタナティブ金融資産+テクノロジーとしての中長期での暗号資産の優位性を見据え、また、当社グループが軸として掲げるAIと暗号資産との密接な関係を鑑み、市場環境を見ながら中長期的な視点で暗号資産を継続的に蓄積し、

株主価値の最大化に向けた取り組みを進めてまいります。また、将来的には、暗号資産への投資のみならず、当社グループがファンド事業を通じて培ってきたノウハウを活かして、令和6年LPS法（投資事業有限責任組合契約に関する法律）の改正でLPSが実施可能な事業として追加された暗号資産を投資対象としたファンドの組成も視野に入れるほか、当社グループの連結子会社となったショーケースのIT分野での技術力を活かした同社との協業により暗号資産関連のサービス提供も視野に入れるなど、当社グループがコア領域と定める4つの事業ドメインとの親和性も高く、シナジー効果を活かしながら当事業の拡大を考えております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

投資案件の情報源の充実

当社グループは、自己資金による自己投資事業、PIPEs事業、当社グループおよび投資家の資金によるファンド事業において今後も引き続き積極的に投資活動を実行してまいります。競合となる国内外の投資会社や事業会社も多数存在しており、良質な投資案件の実行のためには、投資案件の情報源の充実が欠くことのない重要な要素となります。当社グループでは、強いパイプを有する地域の金融機関や地方自治体のほか、パートナー企業、投資先企業のネットワーク等をフル活用し、情報源を充実させるとともに、当社グループが自己投資事業、ファンド事業、PIPEs事業、投資銀行事業を行っていることによる投資手段の柔軟性の強みを活かし、積極的な投資を行ってまいります。

投資先やグループ会社となった企業とのシナジー効果の追求

投資先やグループ会社となった企業の企業価値向上のためには、シナジー効果の追求が重要な鍵となります。当社グループでは自己投資事業、ファンド事業、PIPEs事業、投資銀行事業において様々な上場企業・非上場企業・ベンチャー企業のネットワークを構築している強みを活かし、「顧客の相互紹介」から始まり、「新規商品・サービスの開発・提供」まで、シナジー効果の追求が可能となるよう、グループ内や投資先企業との「情報共有」や「シナジー追求のための協議のインフラ作り」を充実してまいります。

新規ファンドの設立

多数のファンドが設立される中、「AIを自社開発している企業群（競合との差別化が図れるコア技術を有する企業群）」、「SaaS/パッケージなどAIソリューションサービスを提供可能な企業群」、「半導体やセンサーをはじめAI関連のハードウェアを開発している企業群」、「AIの拡大に伴う通信容量・エネルギー供給等不足の解消が可能な企業群」等への投資を想定したAIソリューションを提供する企業群に特化したファンドなど、他にはない特色のあるファンドの組成への取り組みを充実させてまいります。

暗号資産のリスク管理と株主への説明の充実

暗号資産投資事業において、暗号資産は、中長期ではオルタナティブ金融資産+テクノロジーとしての優位性を有していると考えられる一方で、価格のボラティリティが高く、短期的には投資した資産の価値が急激に上がった、下がったりするリスクがあると当社グループでは考えています。また、暗号資産の銘柄によってはセキュリティリスクを有していることからハッキングや不正アクセス等による暗号資産の盗難リスクがあり、また、技術的リスク・規制リスクなども潜在的に存在していると考えております。これらの短期的な価格ボラティリティを含む潜在的リスクを正しく管理し、また株主への説明を充実させてまいります。また、将来的に、暗号資産分野での当社グループの事業活動を投資のみならず、ファンドの組成やその他暗号資産関連サービスの提供にまで拡大していけるよう、ノウハウの蓄積を進めてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組については、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものととなります。

(1) ガバナンス

当社グループは経営の効率性及び透明性を高め、株主をはじめとしたステークホルダーの利益を追求し、企業価値を向上させるために、コーポレート・ガバナンスの構築が経営課題の一つと考えております。

その中で当社グループは経営環境の変化に対応した競争優位性の高い戦略を実施し、迅速な意思決定を行うために、定時取締役会を毎月開催しており、必要に応じて臨時取締役会を機動的に開催することで、サステナビリティを意識した経営を行っております。また、意思決定にあたっては、社外取締役（監査等委員）を含めた場で重要事項の意見交換等を適宜行っており、適切な経営監視を行っていただくことでガバナンスの維持・向上に努めております。

(2) 戦略

当社グループは各オフィス拠点の光熱費や出張に伴う交通手段の活用をのぞき、事業の遂行上特段には温暖化ガスを排出しない状況にあります。投資という事業を通じて投資先企業がもたらす影響についても積極的に関与していくことで、サステナブルな社会への貢献に努めます。また業務のデジタル化をはじめとするDXを推進しており、これを通じて顧客企業の事業成長を支援し、継続的な発展に貢献することで持続可能な社会の実現に寄与するものと考えております。

サステナビリティに関する戦略

主としてベンチャーキャピタル事業含む金融ソリューション事業を営む当社グループは、ファンドとして投資機会を見出すために、技術革新につき常に情報収集しており、サステナビリティ領域もその例外ではありません。当社グループのベンチャーキャピタル事業ではこれまで40社近くに上る環境関連ベンチャーにファンドを通じて投資実行をしております。また、あすか製薬株式会社と、フェムテック（女性が抱える健康課題をテクノロジーで解決する製品・サービス等）を重要テーマに含むCVCファンドを組成するなど、事業会社のオープンイノベーションを通じ、革新的な技術やサービスの社会実装を後押ししております。また、当社グループの強みである地方創生ファンド（地方創生ファンド実績累計36本 GP譲渡ファンド除く。内、社会的インパクトをテーマに掲げるファンド8本）の更なる拡大により、地域における創業率の向上、地域内経済の活性化、雇用の創出に貢献する等、地方創生の本格的な推進の手段として地域経済の活性化および社会課題解決を投資先事業を通じて間接的に進めてまいります。

人材多様性に関する戦略

当社グループは、主要事業としてベンチャーキャピタル事業を含む金融ソリューション事業を通じて、環境関連や（フェムテック等の）インクルージョンに従事するスタートアップの育成に携わっており、その事業の特性上、ベンチャーキャピタリストをはじめとする「個人の力」に大きく依存します。そのため、いかにして優秀な「個人」を採用し、育てていくかが、事業上大きな課題となります。これまでも継続している様々な経験・スキル・ポテンシャルを有する人材を継続的に採用し、多様なバックグラウンドをもつ人材を要することが重要であり積極的な人材採用を進めてまいります。人材多様性につきましては、女性の投資チームメンバー（キャピタリスト）を積極的に採用募集しております。また、性別（ジェンダーレス含む、以下同じ）や人種に関係なく平等に活躍の機会を広げるために、公正な評価を受けることができる評価制度を新たに導入しております。また社内環境においては、フレックス勤務等社員が働きやすい勤務形態と環境を継続的に実施しており、引き続き当社グループは一般的な投資会社とは明確に差別化されたサステナビリティ企業としてのアイデンティティを確立することを目指します。

(3) リスク管理

当社グループは、経営活動に潜在するリスクを特定し、平常時より、リスクの低減、危機の未然防止に努めるとともに、当社グループの経営活動に重大な影響を及ぼすおそれのある危機発生時の体制を定め、迅速かつ確な対応をとり、事態の拡大防止及び速やかな収拾・正常化を図ることを目的として、リスクマネジメント規程を定め、運用しております。

(4) 指標及び目標

上述のとおり、当社グループは以下の目標に向け取り組んでまいります。

サステナビリティに関する目標

地方創生ファンドを含めたファンド運用総額を2027年3月期までに300億円まで増大させることにより、地域経済の活性化および社会課題解決を投資先事業を通じて間接的に実現していく所存でございます。

人材多様性に関する目標

当社では人材の多様性を尊重し、社員や経営人材の多様性がビジネスに与えるプラスの影響について深く理解しております。しかしながら、目標指標の設定が特定の性別や人種に偏見をもたらす可能性があることを考慮し、慎重な進め方を模索しております。本件に関しては、引き続き慎重に検討を重ね、適切な方針を見極める所存でございます。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、次のようなものがあります。なお、文中に将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項については、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) リスク管理体制

当社は、事業等のリスクを管理するため、管理本部及び経営企画室を担当部門とし、「第4 提出会社の状況 4 コーポレートガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治に関するその他の事項<リスク管理体制の整備状況>」に記載のとおりリスクマネジメント委員会を設置して、リスクの特定、分析し、適切な対応策を策定しております。

(2) 主要なリスク

当社グループの事業活動におけるリスクで経営成績又は財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は次のとおりであります。

< 知名度および信用度リスク > (発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：高)

当社の投資業務において、知名度と社会的信用は事業の根幹を成す要素です。役職員や関係者による法令・社会規範に反する行為は、顧客保護、市場の健全性、公正な競争、公共の利益、そしてステークホルダーに深刻な悪影響を及ぼす可能性があります。当社は、経営上の重大な知名度・信用度リスクを特定・評価し、コントロール策によるリスク低減・制御に努めています。また、行動指針を重視した人事評価制度を通じて、上場投資会社に求められる行動規範と健全なリスクカルチャーの浸透・醸成を図っています。しかし、これらの取り組みにも関わらず、役職員等の不適切な行為が原因で市場や公共の利益に悪影響を与えた場合、取引先や金融業界からの信用失墜により、当社の経営成績と財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このリスクが顕在化する可能性は、金融市場の複雑化や規制強化が進む中で、決して低いものではありません。特に、コンプライアンス意識の低い従業員が一定数存在する状況や、内部統制システムが十分に機能していない場合には、リスクが顕在化する可能性が高まります。具体的な時期を予測することは困難ですが、不祥事が発覚した場合、瞬時に信用が失墜し、株価の急落や取引停止などの事態に発展する可能性があります。信用失墜は、新規投資の機会損失、既存投資家からの資金引き上げ、そして優秀な人材の獲得困難など、多岐にわたる悪影響を及ぼし、長期的な経営に深刻なダメージを与えることが予想されます。

このような事態を回避するため、当社は以下の対応策を講じます。まず、倫理規定の策定と周知を徹底し、役職員だけでなく関係者も含めた行動規範を明確にします。次に、内部通報制度を強化し、匿名での通報を可能にすることで、早期の問題発見と解決を図ります。また、不祥事発生時の適切な情報開示と企業イメージ回復のための広報体制を強化します。さらに、法務、広報、危機管理などの外部専門家と連携し、リスク発生時の対応体制を構築します。定期的なコンプライアンス監査を実施し、法令遵守状況を常にチェックすることで、リスクの未然防止に努めます。これらの対策を講じることで、リスクを最小限に抑え、信用を維持し、企業価値を守ります。

< 人材確保、育成 > (発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の成長力の源泉は、投資担当者の能力に大きく依存しており、管理部門も少人数体制のため、個別人材への依存度が高い状況です。そのため、過度な離職を防止し、能力ある人材を確保できない場合、当社の成長、業績、財政状態に悪影響を及ぼすとともに、業務運営に支障をきたす可能性があります。

人材の流動性が高まる現代において、このリスクが顕在化する可能性は決して低くありません。特に、競合他社による引き抜きや、従業員のキャリア志向の変化などにより、予期せぬ時期に人材が流出する可能性があります。人材が流出した場合、投資担当者の場合は投資判断の遅延や質の低下、管理部門の場合は業務の停滞やミスの増加など、業務遂行に支障をきたすことが考えられます。これらの影響は、業績悪化や企業価値の低下に繋がる可能性があります。

このようなリスクに対応するため、当社は採用戦略の見直し、人材育成制度の充実、従業員満足度向上策の実施、キャリアパスの明確化など、多角的な対策を講じます。採用ターゲット層の拡大や採用チャネルの多様化により、優秀な人材を確保する機会を増やします。階層別研修や専門スキル研修など、多様な育成プログラムを提供することで、従業員の能力向上を支援します。給与水準の見直しや福利厚生充実など、従業員満足度を高めることで、離職率の低下を目指します。また、多様なキャリアパスを提示することで、従業員のモチベーション向上を図ります。これらの対策により、人材リスクを最小限に抑え、持続的な成長を実現します。

<ファンド残高の減少> (発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

ファンドの運用成績不振、出資者対応の不備、顧客ニーズを捉えた商品設計の欠如は、ファンドの信用低下と投資家からの信頼喪失を招き、新規ファンドの設立・募集を困難にします。これにより、管理報酬の減少や収益悪化を招き、業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

市場変動や経済状況の変化により、ファンド運用成績が短期的に悪化する可能性は常に存在します。また、投資家の期待に応えられない場合や、コミュニケーション不足による誤解が生じた場合、信頼を損なう可能性があります。これらの要因は、ファンドの解約増加や新規投資の減少に繋がり、収益基盤を揺るがす事態を招く可能性があります。

このようリスクに対し、当社は投資戦略の見直し、投資プロセスの改善、顧客コミュニケーションの強化、商品開発力の強化など、多角的な対策を講じます。市場環境や顧客ニーズの変化に合わせた投資戦略の見直し、投資案件の選定からモニタリングまでの投資プロセスの質向上、定期的なレポート提供や説明会開催による顧客との密なコミュニケーション、顧客ニーズや市場動向を捉えた魅力的な商品開発を通じて、ファンドの運用成績向上と顧客満足度向上を目指します。これらの対策により、ファンド残高減少リスクを最小限に抑え、安定的な収益確保と持続的な成長を目指します。

<M&Aに対するリスクについて> (発生可能性：中、発生時期：M&A実行後、影響度：中)

当社グループは、事業拡大と安定収益確保のため、積極的に地域企業等のM&Aを検討しています。M&Aでは、対象企業の財務内容や主要事業に関するデューデリジェンスを実施し、事前にリスク把握に努めていますが、事業環境の急変、簿外債務・偶発債務の発生、想定シナジー効果の未達成、対象企業の事業不振によるのれん減損処理などが発生した場合、当社グループの業績と今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

経済情勢の変動や業界再編の加速など、M&Aを取り巻く環境は常に変化しており、予期せぬリスクが顕在化する可能性は常に存在します。特に、買収後の統合プロセス（PMI）が円滑に進まない場合や、対象企業の事業計画が達成されない場合には、M&Aの目的を達成できず、損失を被る可能性があります。これらのリスクは、M&Aの実行後、数ヶ月から数年後に顕在化する可能性があり、業績悪化や企業価値の低下に繋がる可能性があります。

このようリスクに対応するため、当社グループはデューデリジェンスの強化、PMI計画の策定と実行、契約条項の見直し、専門家チームの組成など、多角的な対策を講じます。財務、法務、税務、人事など多角的な視点からのデューデリジェンス、シナジー効果最大化と企業文化融合を目的としたPMI計画の策定と実行、リスクを適切に配分する契約条項の検討、M&A経験豊富な専門家チームの組成により、M&Aリスクを最小限に抑え、事業拡大と安定収益の確保を目指します。

<法的規制> (発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社はファンド管理運営、プライベート・エクイティ投資を行う上で、会社法、金融商品取引法、独占禁止法、犯罪収益移転防止法など、様々な法的規制を受けます。これらの規制により活動が制限されたり、関連費用が増加したりすることで、業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

金融市場は常に変化しており、新たな規制が導入されたり、既存の規制が強化されたりする可能性は常に存在します。また、規制当局の解釈変更や、予期せぬ法令違反が発生した場合、事業活動の制限や罰金、訴訟などのリスクに繋がる可能性があります。これらのリスクは、規制変更のタイミングや違反の程度によって、時期や影響の大きさが大きく変動します。

このようリスクに対応するため、当社は法務部門の強化、コンプライアンス体制の構築、外部専門家との連携など、多角的な対策を講じます。法令改正への迅速な対応、契約書の適切なレビュー、訴訟対応などを担う法務部門を強化し、法令遵守のための内部規程を整備し、従業員への研修を実施することで、コンプライアンス体制を構築します。また、法規制に関する最新情報を入手し、適切な対応策を検討するために、外部専門家との連携を強化します。これらの対策により、法的規制リスクを最小限に抑え、事業の継続性と安定性を確保します。

<投資能力の劣化> (発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

投資機会の減少による投資担当者の能力低下、または担当者の離職による投資先との信頼関係の劣化は、ファンド運用パフォーマンスの悪化を招き、当社の業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、運用パフォーマンスの悪化は新規ファンドの設立・募集を困難にし、管理報酬の減少や収益悪化を招く可能性があります。

市場環境の変化や経済状況の悪化により、投資機会が減少する可能性は常に存在します。また、投資担当者のスキルアップが停滞したり、優秀な人材が競合他社に流出したりする可能性も否定できません。これらの要因は、ファンドの運用成績の低下や、投資家からの信頼喪失に繋がり、当社の収益基盤を揺るがす事態を招く可能性があります。

このようリスクに対応するため、当社は投資担当者への継続的な研修、投資担当者間の情報共有と連携、外部専門家との連携、投資プロセスの標準化など、多角的な対策を講じます。投資スキル、市場分析能力、業界知識などを向上させるための研修、投資案件に関する情報共有や意見交換の活発化、投資戦略や市場動向に関する外部専門家からのアドバイス、投資判断の質を維持するための投資プロセスの標準化を通じて、投資担当者の能力向上と

運用パフォーマンスの維持・向上を目指します。これらの対策により、投資能力の劣化リスクを最小限に抑え、安定的な収益確保と持続的な成長を目指します。

<コンプライアンス>（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：高）

当社のコンプライアンス体制は、業務合理化を図りつつも少人数体制のため、牽制機能が弱まり、不祥事発生時に信頼を損なうリスクがあります。不祥事の内容によっては、業績や財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

近年、企業に対する社会の目が厳しくなり、コンプライアンス違反が発覚した場合のレピュテーションリスクは増大しています。特に、内部告発やSNSによる情報拡散により、不祥事が瞬時に社会に広まる可能性があり、その影響は計り知れません。不祥事が発生した場合、取引先や投資家からの信頼を失い、契約解除や投資引き上げに繋がる可能性があります。また、訴訟や行政処分により、多額の損失が発生する可能性もあります。

このようなリスクに対応するため、当社は内部監査体制の強化、コンプライアンス・ホットラインの設置、従業員へのコンプライアンス研修など、多角的な対策を講じます。定期的な内部監査により、法令遵守状況をチェックし、問題点を早期に発見・是正します。従業員が匿名で相談や通報できる窓口を設置することで、内部からの情報収集を強化します。また、定期的な研修やeラーニングにより、従業員のコンプライアンス意識を高めます。これらの対策により、不祥事の発生を未然に防ぎ、万が一発生した場合でも、被害を最小限に抑えることで、信頼を維持し、企業価値を守ります。

<投資資金の回収>（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

ファンド運営成績は、投資資金の早期回収と投資金額を上回る回収額に大きく影響されます。投資対象は成長性の高い未上場企業ですが、投資先企業の経営破綻、上場延期、上場後の売却金額低迷などにより、売却損失や回収期間長期化が発生し、業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

経済状況の悪化や市場の変動、投資先企業の経営状況の変化などにより、投資資金の回収が困難になる可能性は常に存在します。特に、未上場企業への投資は、上場という出口戦略が不確実なため、リスクが顕在化する時期を予測することは困難です。回収が遅延した場合、資金繰りの悪化や新たな投資機会の逸失に繋がり、収益性の低下や成長の鈍化を招く可能性があります。

このようなリスクに対応するため、当社は投資先のモニタリング強化、出口戦略の多様化、投資先の経営支援、投資ポートフォリオの分散など、多角的な対策を講じます。投資先の経営状況や財務状況を定期的にモニタリングし、リスクを早期に把握します。IPOだけでなく、M&Aや第三者への売却など、多様な出口戦略を検討します。投資先の経営課題を解決するための支援を行います。投資対象の業種や地域を分散し、リスクを軽減します。

これらの対策により、投資資金の回収リスクを最小限に抑え、安定的な収益確保と持続的な成長を目指します。

<株式相場下落と新規上場市場の低迷>（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

株式上場した投資先企業の株式売却収益は、株式市場の動向に大きく左右されます。相場下落や上場市場の低迷は、保有株式の評価損を発生させ、業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、ロックアップ契約による売却制限期間中の株価変動リスクも同様です。

株式市場は常に変動し、予測が困難なため、リスクが顕在化する時期や程度を特定することは難しいです。しかし、世界的な金融不安や景気後退などが起これば、短期間で株価が急落し、多額の損失が発生する可能性があります。また、ロックアップ期間中の急激な株価下落は、売却機会を逃し、損失を確定させることとなります。これらのリスクは、業績悪化、資金繰りの悪化、投資戦略の見直しなど、多岐にわたる悪影響を及ぼします。

このようなリスクに対応するため、当社はポートフォリオの分散、ヘッジ戦略の導入、長期投資の視点など、多角的な対策を講じます。上場株式だけでなく、未上場株式、債券、暗号資産など、多様な資産に分散投資することで、リスクを軽減します。短期的な株価変動に左右されず、長期的な視点で投資を行うことで、安定的な収益を目指します。これらの対策により、株式相場下落リスクを最小限に抑え、安定的な収益確保と持続的な成長を目指します。

<株式の希薄化>（発生可能性：中、発生時期：株式発行時、影響度：小）

当社は、資金調達や連携先との関係強化のため、新株式や新株予約権等の発行を検討しており、これにより株式価値の希薄化が生じる可能性があります。

株式の希薄化は、市場の状況や発行条件によって、株価に与える影響が大きく変動します。特に、資金調達の目的や用途が不明確な場合や、市場が希薄化をネガティブに捉えた場合、株価が急落する可能性があります。希薄化による影響は、株主構成の変化や1株当たり利益の減少など、長期的な企業価値にも影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクに対応するため、当社は資金調達計画の慎重な検討と株主への説明責任の徹底を重視します。資金調達の必要性、調達額、調達方法などを慎重に検討し、株主価値の希薄化を最小限に抑えるように努めます。また、株式希薄化の影響について、株主に対して丁寧に説明し、理解を得るように努めます。これらの対策により、株式希薄化リスクを管理し、株主価値の維持と向上を目指します。

< 投資先の減損処理の実施 > (発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの投資先は未上場企業が多く、成長が想定どおりに進まない場合、業績悪化や破綻のリスクがあります。これにより、減損処理が必要となり、業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

未上場企業は事業環境の変化に弱く、市場の変動や競合激化により、業績が急激に悪化する可能性があります。特に、技術革新が激しい分野や、規制変更の影響を受けやすい分野では、リスクが顕在化する可能性が高まります。これらのリスクは、投資先の事業計画の進捗状況や、資金繰りの状況などによって、時期や影響の大きさが変動します。

このようリスクに対応するため、当社グループは投資先の財務状況の定期的な確認、減損処理の適切な実施など、多角的な対策を講じます。投資先の財務状況を定期的に確認し、リスクを早期に把握します。投資先の状況に応じて、減損の兆候が見られる場合には、適切な減損処理を実施します。これらの対策により、減損処理による業績への影響を適切に把握することで、財務の安定性を確保します。

< 資金の調達 > (発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の投資原資は手元資金ですが、事業拡大や新規事業構築に伴い、金融機関からの借入や資本市場からの資金調達を行う可能性があります。その際、金融市場の変動などが借入条件に影響を与え、財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

金融市場は常に変動しており、金利上昇や信用収縮など、資金調達環境が悪化する可能性は常に存在します。また、当社の信用力が低下した場合や、事業計画の実現可能性が低いと判断された場合、資金調達が困難になったり、不利な条件での調達を余儀なくされたりする可能性があります。これらのリスクは、経済状況の変化や金融市場の動向、当社の業績などによって、時期や影響の大きさが変動します。

このようリスクに対応するため、当社は資金調達先の多様化、財務体質の強化、資金繰り計画の策定など、多角的な対策を講じます。金融機関からの借入だけでなく、社債発行や株式発行など、多様な資金調達手段を検討します。自己資本比率の向上やキャッシュフローの改善など、財務体質を強化します。将来の資金繰りを予測し、資金ショートのリスクを回避するための資金繰り計画を策定します。これらの対策により、資金調達リスクを最小限に抑え、安定的な資金調達と持続的な成長を目指します。

< システムリスク > (発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、会計システムや情報管理システムで経理情報や投資先企業情報を管理しており、ウイルス感染や不正アクセス防止、データ保全のためのバックアップ対策を実施しています。しかし、ウイルス感染や天変地異によるシステムダウン、不正アクセスによるデータ改ざんや情報漏洩などのリスクがあり、業務遂行の支障、損害賠償請求、社会的信用低下などにより、業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

近年、サイバー攻撃は高度化・巧妙化しており、システムダウンや情報漏洩のリスクは常に存在します。また、自然災害の発生頻度も増加しており、システムに影響を与える可能性も高まっています。これらのリスクは、予期せぬ時期に発生する可能性があり、その影響は甚大です。システム障害が発生した場合、業務が停止し、顧客へのサービス提供が遅延する可能性があります。また、情報漏洩が発生した場合、顧客からの信頼を失い、損害賠償請求や社会的信用の低下に繋がる可能性があります。

このようリスクに対応するため、当社はセキュリティ対策の強化、バックアップ体制の強化、システム障害時の対応計画策定など、多角的な対策を講じます。ファイアウォールやウイルス対策ソフトの導入、不正アクセス検知システムなど、多層防御対策を実施します。定期的なバックアップやバックアップデータの保管場所の分散などを行います。システム障害発生時の対応手順や復旧手順などを定めた計画を策定します。これらの対策により、システムリスクを最小限に抑え、事業継続性を確保し、顧客からの信頼を維持します。

< 情報管理 > (発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は取引先情報や個人情報の管理に規程を設け周知徹底を図っていますが、情報漏洩は損害賠償や信用失墜を招き、業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

サイバー攻撃の高度化や内部不正のリスクは常に存在し、情報漏洩は予期せぬ時期に発生する可能性があります。漏洩した場合、顧客や取引先からの信頼を失い、事業継続が困難になることも考えられます。また、法的な責任を問われ、多額の賠償金を支払う可能性もあります。

このようなリスクに対し、当社は情報セキュリティポリシーの策定と周知徹底、アクセス権限の適切な管理、従業員へのセキュリティ教育など、多角的な対策を講じます。情報セキュリティに関する方針、規則、手順を定め、従業員に周知徹底します。情報へのアクセス権限を必要最小限に制限します。定期的なセキュリティ教育を実施し、従業員のセキュリティ意識を高めます。これらの対策により、情報漏洩リスクを最小限に抑え、顧客や取引先からの信頼を維持し、事業の継続性を確保します。

<為替レートの変動>（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

連結財務諸表の作成時、当社グループの海外における外貨建ての資産・負債を円換算いたしますが、換算時の為替レートによりましては、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

<暗号資産価値の変動>（発生可能性：高、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループが投資した暗号資産の価値が下落することにより、保有暗号資産の評価損を発生させ、業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

暗号資産市場は常に変動し、予測が困難なため、リスクが顕在化する時期や程度を特定することは難しいです。しかし、世界的な金融不安や景気後退などが起これば、短期間で暗号資産価値が急落し、多額の損失が発生する可能性があります。これらのリスクは、業績悪化、資金繰りの悪化、投資戦略の見直しなど、多岐にわたる悪影響を及ぼします。

このようなリスクに対応するため、当社はポートフォリオの分散、ヘッジ戦略の導入、長期投資の視点など、多角的な対策を講じます。暗号資産だけでなく、株式、債券など、多様な資産に分散投資することで、リスクを軽減します。短期的な価値変動に左右されず、長期的な視点で投資を行うことで、安定的な収益を目指します。これらの対策により、暗号資産相場の下落リスクを最小限に抑え、安定的な収益確保と持続的な成長を目指します。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中に将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項については、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

当社は、2024年10月1日付で単独株式移転により設立されたため、前連結会計年度以前に係る記載はありません。当連結会計年度より第1期として初めて連結財務諸表を作成しております。

また、当社は当連結会計年度より、IFRSに準拠した連結財務諸表を開示しております。

(1) 経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な金融引き締めや海外経済の減速などにより景気の先行き不透明感が増すなか、緩やかな回復基調で推移しました。雇用・所得環境は改善の動きが見られるものの、物価上昇による家計への影響や、地政学リスクの高まりによる供給制約、金融資本市場の変動などが引き続き懸念される状況にあります。金融市場においては、世界的なインフレ抑制のための金融引き締めが継続され、長期金利の変動や為替相場の変動など、不安定な動きが見られました。わが国の金融市場も、海外市場の動向や国内の金融政策、経済指標などに左右され、不確実な状況が続いております。

このような経済・金融情勢のもと、当社グループは、2024年10月29日付の中期経営計画（AI革命1.0）にて公表しましたとおり、様々なセクターの企業群の構造変革をもたらす可能性のある「第四次産業革命」と目されるAIを軸に、「自己投資事業」「ファンド事業」「PIPEs事業」「投資銀行事業」の4つの事業ドメインをコア領域と定め、シナジー効果を発揮しながら、それぞれが独立した事業として当社グループの利益成長をドライブすることを目指しております。

「自己投資事業」においては、「AIを活用した事業モデル変革を図る企業」を中心とする企業群への当社グループによる自己投資を行っております。

想定される主たる投資対象企業群としては、「既存事業を有している/確立済である一方で、AIを活用して新たなビジネスモデルを構築することにより、企業価値の成長を目指す企業群」「AI分野における事業拡大を目指すSler企業群」「当社グループで今後展開予定の『AIファンド』の投資先企業群とのシナジー効果が見込める企業群」等となります。また、投資した企業を中核としてシナジー効果の見込める企業のM&Aに取り組んでおります。

「ファンド事業」においては、ベンチャーキャピタル事業として、ベンチャー企業への投資、投資事業組合の組成及びその管理・運営、投資事業組合の無限責任組合員として投資先の選定及び育成支援を行っております。また、「AIを自社開発している企業群（競合との差別化を図れるコア技術を有する企業群）」「SaaS/パッケージなどAIソリューションサービスを提供可能な企業群」「半導体やセンサーをはじめAI関連のハードウェアを開発している企業群」「AIの拡大に伴う通信容量・エネルギー供給等不足の解消が可能な企業群」等への投資を想定したAIソリューションを提供する企業群に特化したファンドの組成に取り組んでおります。

投資会社が上場企業の私募増資を引き受けることを意味する「PIPEs事業」においては、2ステップでの事業展開を計画しており、現時点では「ステップ1:LP（投資家）としてPIPEs事業へ参画」に取り組んでおります。将来的な第2ステップにおいては、当社がGP（ファンド運営者）としてPIPEs事業に取り組むことを計画しております。

「投資銀行事業」においては、他の3事業である「自己投資事業」「PIPEs事業」「ファンド事業」に付随して派生する様々なニーズに対し、事業内容・事業規模・事業ステージ等を鑑み最適な資金調達や事業提携等の投資銀行（コーポレートファイナンス）サービスの提供に取り組んでおります。

また当社は上記4事業に加え、2025年1月30日に「暗号資産投資事業」を開始いたしました。暗号資産投資事業においては、市場動向を綿密に分析し、リスクを徹底管理しながら、収益性の高い投資機会を追求します。なお、2025年3月末日時点の暗号資産の評価損益については、取得残高1億円に対し0百万円の評価益となっております。

従来からのファンド事業においては、地方創生ファンドとして、盛岡市、株式会社岩手銀行、株式会社北日本銀行、株式会社東北銀行、株式会社カガヤ建設と共同でTohokuライフサイエンス・インパクト投資事業有限責任組合を、長野県、株式会社日本政策金融公庫（長野・松本・小諸・伊那支店）と連携し県内金融機関等と共同で信州スタートアップ・承継支援2号投資事業有限責任組合を、関西みらい銀行と共同で関西みらいサクセスサポート投資事業有限責任組合を、埼玉県、株式会社日本政策金融公庫（さいたま・浦和・川越・熊谷・越谷支店）と連携し県内金融機関等と共同で埼玉県渋沢MIXイノベーション創出支援投資事業有限責任組合を設立しました。

なお、当社は第3四半期連結会計期間において、株式会社ショーケース（東証スタンダード、証券コード3909、以下「ショーケース」）と資本業務提携契約を締結し、TOB及び第三者割当増資の引受によりショーケース及びその子会社であるReYuu Japan株式会社と株式会社Showcase Capitalを連結子会社化しております。当資本業務提携は当社の有する地方金融機関や地方自治体等のネットワークのリソースと、ショーケースが保有するDXノウハウやDXを実現するためのAI及びSaaS開発ノウハウの共有によるシナジーの創出を目的としたものです。ショーケースの連結業績は、当第4四半期連結会計期間より反映されております。なお、ReYuu Japan株式会社については、2025年3月25日付の株式譲渡により連結除外となりましたが、当第4四半期連結会計期間についてはReYuu Japan株式会社の売上収益が含まれております。

これらにより、グループ全体の経営成績は、売上収益3,088百万円、営業利益1,427百万円、税引前利益1,419百万円、当期利益1,243百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は、以下のとおりであります。

<金融ソリューション事業>

金融ソリューション事業は、ベンチャー企業等への投資及びその育成支援や、投資事業組合の組成及びその管理・運営等を行う「ファンド事業」、上場企業の私募増資を引き受ける「PIPEs事業」、事業に付随するニーズに対しコーポレートファイナンスサービスを提供する「投資銀行事業」を含めております。

当連結会計年度における売上収益は、1,206百万円、営業利益は502百万円となりました。主に、配当収入の拡大が売上収益及び営業利益に大きく貢献しました。

<SaaS事業>

SaaS事業は、DXを目的としたWebサイト最適化サービスなどを中心に、オンライン手続きプラットフォームサービスの提供等のSaaS事業を行っております。

当連結会計年度における売上収益は、392百万円、営業利益は1,163百万円となりました。主な内容は、DXクラウドにおける新サービスの開始や既存サービスが堅調に推移したこと、従来から提供してきた運用広告関連サービスに加え顧客のニーズに合わせたSNS広告運用サービスを提供したこと等であります。また、株式会社ショーケースの子会社であったReYuu Japan株式会社の譲渡による譲渡益が含まれております。

<情報通信関連事業>

情報通信関連事業は、ReYuu Japan株式会社において中古スマートフォンの販売を中心としたリユース関連事業を展開しております。

当連結会計年度における売上収益は、1,380百万円、営業損失は10百万円となりました。主な内容は、販売・調達の両面で事業基盤の強化に取り組んでまいりました。国内法人向けの販売においては既存取引先及び新規顧客に取り組み取引基盤が拡大し、個人向けオンライン販売においてはコスト構造の見直しを実施し利益率を重視した取り組みを推進しました。

(2) 財政状態に関する説明

当連結会計年度末の資産合計は、7,629百万円となりました。その内訳は流動資産4,556百万円、非流動資産3,073百万円です。

当連結会計年度末の負債合計は、1,942百万円となりました。

当連結会計年度末の資本合計は、5,687百万円になりました。

なお、資本合計には非支配持分が含まれるため、これらを控除して算出した親会社の所有者に帰属する持分の額は4,716百万円、親会社所有者帰属持分比率は61.8%になりました。

(3) キャッシュ・フロー

当社グループの資本の財源及び資金の流動性

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、3,328百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは183百万円のキャッシュアウトフローとなりました。これは主に、税金等調整前当期純利益1,419百万円、関係会社株式売却益896百万円、棚卸資産の増加841百万円、債務の増加155百万円によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは939百万円のキャッシュインフローとなりました。これは主に、子会社株式の売却による収入1,092百万円、投資の売却及び償還による収入954百万円、子会社の取得による支出676百万円、関係会社の取得による支出405百万円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは1,181百万円のキャッシュアウトフローとなりました。これは主に、自己株式の取得による支出638百万円、長期借入金の返済による支出374百万円、短期借入金の減少による支出101百万円によるものであります。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条の規定によりIFRSに準拠して作成しております。この連結財務諸表の作成にあたって、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や適切な仮定に基づいて合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記4 . 重要な会計上の見積り及び判断」に記載のとおりであります。

(5) 並行開示情報

連結財務諸表規則（第3編から第6編までを除く。以下、「日本基準」という。）により作成した要約連結財務諸表は、以下のとおりであります。

なお、日本基準により作成した要約連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

要約連結貸借対照表（日本基準）

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部	
流動資産	4,063
固定資産	
有形固定資産	66
無形固定資産	1,601
投資その他の資産	918
固定資産合計	2,586
資産合計	6,649
負債の部	
流動負債	1,094
固定負債	255
負債合計	1,349
純資産の部	
株主資本	4,203
その他の包括利益累計額	73
新株予約権	115
非支配株主持分	907
純資産合計	5,299
負債純資産合計	6,649

要約連結損益計算書及び要約連結包括利益計算書（日本基準）
要約連結損益計算書

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）
売上高	2,608
売上原価	1,731
売上総利益	876
販売費及び一般管理費	1,034
営業利益	157
営業外収益	15
営業外費用	20
経常利益	161
特別利益	900
特別損失	2
税金等調整前当期純利益	735
法人税等合計	28
当期純利益	707
非支配株主に帰属する当期純利益	511
親会社株主に帰属する当期純利益	195

要約連結包括利益計算書

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）
当期純利益	707
その他の包括利益合計	70
包括利益	777
（内訳）	
親会社株主に係る包括利益	266
非支配株主に係る包括利益	511

要約連結株主資本等変動計算書（日本基準）

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本	その他の包括利益 累計額	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	4,565	2	0	1	4,569
当期変動額	361	70	115	905	730
当期末残高	4,203	73	115	907	5,299

要約連結キャッシュ・フロー計算書（日本基準）

（単位：百万円）

当連結会計年度 （自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）	
営業活動によるキャッシュ・フロー	246
投資活動によるキャッシュ・フロー	939
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,118
現金及び現金同等物に係る換算差額	4
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	430
現金及び現金同等物の期首残高	3,758
現金及び現金同等物の期末残高	3,328

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（日本基準）

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

当連結会計年度において、当社は株式会社ショーケースの株式を取得したため、連結の範囲に含めております。また、株式会社ラバブルマーケティンググループの株式を取得したこと、及び、Tohokuライフサイエンス・インパクト投資事業有限責任組合、信州スタートアップ・承継支援2号投資事業有限責任組合、関西みらいサクセスサポート投資事業有限責任組合、埼玉県渋沢MIXイノベーション創出支援投資事業有限責任組合を設立し、新たに持分法適用会社といたしました。

なお、京都想いをつなぐ投資事業有限責任組合、投資事業有限責任組合ブリッジベンチャーファンド2020、投資事業有限責任組合ブリッジベンチャーファンド2014、もりおか起業投資事業有限責任組合、こうべしんきん地域再興ファンド投資事業有限責任組合、ふくしま夢の懸け橋投資事業有限責任組合が全財産の分配を完了したため、持分法適用の範囲から除外いたしました。

(6) 経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

(のれんの償却)

日本基準において、のれんはその効果の及ぶ期間を見積り、その期間で償却しておりましたが、IFRSでは、のれんの償却は行われず毎期減損テストを実施することが求められています。

この結果、IFRSでは日本基準に比べて、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」が80百万円減少しております。

(リース)

日本基準において借手のリースはファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類し、オペレーティング・リースについては通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりました。IFRSでは借手のリースについて当該分類を行わず、短期リース及び原資産が少額であるリースを除くすべてのリースについて使用权資産及びリース負債を認識することが求められています。

この結果、IFRSでは日本基準に比べて、使用权資産及びリース負債がそれぞれ297百万円及び316百万円増加しております。

5【重要な契約等】

(1)資本業務提携契約

契約会社名	相手方の名称	契約期間	契約内容
AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 (AIF)	株式会社ショーケース (ショーケース)	契約締結日 (2024年11月14日) から、両社が合意した日又はAIFがショーケース株式を保有しなくなった日のいずれか早い日まで	(資本提携) 公開買付け及び第三者割当てにより、AIFはショーケースの議決権の過半数を取得し、子会社とする (業務提携) (1)両当事者それぞれが強みを持つ、DX関連技術の開発と導入、相互の商品、ブランド、及び事業の展開 (2)経営管理機能の共有、グループ間の顧客の連携 (3)その他両当事者が合意した事項
AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 (AIF)	株式会社ラバブルマーケティンググループ (LMG)	契約締結日 (2025年2月27日) からAIFのLMG株式に係る議決権保有割合が20%未満となった場合又はLMGがAIFの持分法適用会社ではなくなった場合まで	(資本提携) 特定株主からの株式取得により、AIFはLMGの議決権の20%以上を取得する (業務提携) (1)両当事者それぞれが強みを持つ、SNSマーケティング及びDX関連技術の開発と導入、相互の商品、ブランド、及び事業の展開 (2)経営管理機能の共有、グループ間の顧客の連携 (3)その他両当事者が合意した事項
株式会社ショーケース (ショーケース)	AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 (AIF)	契約締結日 (2024年11月14日) から、両社が合意した日又はAIFがショーケース株式を保有しなくなった日のいずれか早い日まで	(資本提携) 公開買付け及び第三者割当てにより、AIFはショーケースの議決権の過半数を取得し、子会社とする (業務提携) (1)両当事者それぞれが強みを持つ、DX関連技術の開発と導入、相互の商品、ブランド、及び事業の展開 (2)経営管理機能の共有、グループ間の顧客の連携 (3)その他両当事者が合意した事項
株式会社ショーケース (ショーケース)	ReYuu Japan株式会社 (ReYuu社)	契約締結日 (2022年1月26日) から、両社が合意した日又はショーケースがReYuu社の株式を保有しなくなった日のいずれか早い日まで	(資本提携) ReYuu社がショーケースに対し、普通株式を第三者割当の方法により発行 (業務提携) (1)「eKYC」に関する技術を利用したReYuu社のオンライン買取サービス、買取プラットフォームおよびAIを利用した自動査定・買取システムの構築・導入 (2)ReYuu社の法人向けレンタルサービスにおけるサブスクリプションモデル強化 (3)リユースモバイル事業全体のDX推進 (4)その他、両社が別途協議し合意する事項 (その他) ・ショーケースはReYuu社の取締役の構成員総数に対してショーケースが指名した取締役の数が過半数となるよう、取締役候補者を指名する権利を有する。

(2) 株式譲渡契約

契約会社名	相手方の名称	契約日	契約内容
ミライドア株式会社	THE FREE AGENT LAB 株式会社	2024年7月17日	ミライドア株式会社がTHE FREE AGENT LAB 株式会社普通株式100株を1株あたり650,000円で譲り受ける
AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 (AIF)	株式会社河合青果	2024年11月15日	AIFが株式会社河合青果普通株式5,000株を1株あたり4,000円で譲り受ける
AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 (AIF)	合同会社みやびマネージメント	2025年2月27日	AIFが株式会社ラバブルマーケティンググループ普通株式158,000株を1株あたり1,400円で譲り受ける
AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 (AIF)	株式会社日比谷コンピュータシステム	2025年2月27日	AIFが株式会社ラバブルマーケティンググループ普通株式131,900株を1株あたり1,400円で譲り受ける
株式会社ショーケース (ショーケース)	Seacastle Singapore Pte. Ltd(Seacastle)	2025年2月28日	ショーケースが保有するReYuu Japan株式会社普通株式2,310,000株のうち1,810,000株をSeacastleへ1株700円で譲渡する

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度におきましては重要な設備投資等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。なお、IFRSに基づく帳簿価額にて記載しております。

(1) 提出会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び構 築物	工具器具及 び備品	ソフトウェ ア及びソフト ウェア仮 勘定	使用権資産	その他	合計	
AIフュ ージョンキャ ピタルグ ループ(株)	本社 (東京都千 代田区)	全社	事務所設備	2	0	-	0	-	4	6

(2) 国内子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び構 築物	工具器具及 び備品	ソフトウェ ア及びソフト ウェア仮 勘定	使用権資産	その他	合計	
ミライドア (株)	本社 (東京都港 区)	金融ソ リューショ ン事業	事務所設備	0	0	0	38	0	41	28 (-)
(株)ショー ケース	本社 (東京都港 区)	SaaaS事業	事務所設備	27	7	104	249	0	389	90 (3)
(株)河合青果	本社 (名古屋市 中村区)	その他	事務所設備	2	-	-	8	7	18	7 (4)

(注) 従業員数は就業人員であります。なお、従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000
計	18,000,000

(注) 2025年6月20日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より12,000,000株増加し、30,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2025年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,902,600	9,702,600	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり、 剰余金の配当などに関する 請求権その他の権利内容 に何ら限定のない、当社 における標準となる株式 であります。 単元株式数は100株であり ます。
計	8,902,600	9,702,600	-	-

(注) 2025年6月20日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より12,000,000株増加し、30,000,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

ミライドア株式会社(旧フューチャーベンチャーキャピタル株式会社)が発行した新株予約権は、2024年10月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しました。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

決議年月日	2024年7月16日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	ミライドア株式会社(旧フューチャーベンチャーキャピタル株式会社)代表取締役(注)1
新株予約権の数(個)	10,240(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,024,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	(注)4
新株予約権の行使期間	2026年7月17日から2029年7月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 決議年月日は、ミライドア株式会社(旧フューチャーベンチャーキャピタル株式会社)における取締役会決議日であります。
- 2 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

但し、当社が本新株予約権の割当日後に当社普通株式の株式分割、株式無償割当て又は株式併合(以下「株式分割等」という。)を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じ本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合には、本新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

- 3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 4 本新株予約権の行使に際して出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に、(注)2に定める割当株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、2024年7月16日の東京証券取引所における当社株価の終値とする。

なお、当社が株式分割等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{株式分割等の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \times \text{調整前行使価額}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

- 5 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 6 本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、次の(ア)乃至(ウ)に掲げる事由を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し下記で定められた強制行使条件に抵触した場合はこの限りではない。

- (ア) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他これに準ずる地位として当社が認める地位を有していること。
- (イ) 権利行使時において、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- (ウ) 2025年3月期より2028年3月期に一度以上、通期連結決算において〔営業利益〕5億円以上を達成していること。

本新株予約権者の相続による承継は認めず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権の相続人は、本新株予約権の権利行使をすることはできない。但し、当社の取締役会が特に認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使することができなくなるものとする。

- (ア) 本新株予約権者が当社又は当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
- (イ) 本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- (ウ) 本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- (エ) 本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- (オ) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (カ) 新株予約権者に法令又は当社若しくは当社子会社の内部規律に違反する行為があった場合（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条第1項の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び当社又は当社子会社から解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、若しくは新株予約権者が当社又は子会社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問、社外協力者その他これに準ずる者となった場合等、本新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当ではないと当社が判断する事由が生じた場合

本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の連続する21日間の平均の額が一度でも行使価額（但し、（注）4により行使価額の調整が行われた場合には、同様の調整を行うものとする。）に50%を乗じた価額を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (ア) 当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (イ) その他上記に準じ、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- 7 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記注1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記注4で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同じく上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

増加する資本金および資本準備金に関する事項 前記注5に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

・第2回新株予約権

決議年月日	2025年3月28日
新株予約権の数(個)	8,000 [-]
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 800,000 [-] (新株予約権1個につき100)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1株当たり1,240
新株予約権の行使期間	2025年4月15日(当日含む)から2027年4月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,530 資本組入額 765
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	第2回新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、本買取契約において、第2回新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

- 当該新株予約権の付与日(2025年4月14日)における内容を記載しております。当該新株予約権付与日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当該新株予約権付与日における内容から変更はありません。
- (注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。
- (1) 第2回新株予約権の目的である株式の総数は800,000株(本新株予約権1個当たり100株とする。)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない。
 - (2) 行使価額の修正基準
行使価額は、2025年4月15日に初回の修正がされ、以後1取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)が経過する毎に修正される(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日の直前取引日(但し、終値が存在しない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。以下同じ。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額(本項(4)に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。
 - (3) 行使価額の修正頻度
上記(2)の記載に従い修正される。
 - (4) 行使価額の下限
「下限行使価額」は当初620円とする。但し、下記(注)3.行使価額の調整を準用して調整される。
 - (5) 割当株式数の上限
800,000株
 - (6) 当社の決定による本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
 - (7) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、(株)DSG1は、その保有する当社普通株式の一部についてEVO FUNDへの貸借を行います(契約期間:2025年4月1日~2028年4月24日、貸借株数(上限):300,000株、担保:無し。)
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、1,240円とする。
3. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(4)の に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項(4)の に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項(4)の に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権を除く。）若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(4)の に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
1円未満の端数を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項(2)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項(2)の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項(2)の規定にかかわらず、本項(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が注1.(2)行使価額の修正基準に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 注1.(2)行使価額の修正基準及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、本項(2)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

・第3回新株予約権

決議年月日	2025年3月28日
新株予約権の数(個)	3,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 300,000 (新株予約権1個につき100)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1株当たり2,500
新株予約権の行使期間	2025年4月15日(当日含む)から2028年4月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,501 資本組入額 1,251
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	第3回新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、買取契約において、第3回新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定である。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

当該新株予約権の付与日(2025年4月14日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年5月31日)において、記載すべき内容が当該新株予約権付与日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。
- (1) 第3回新株予約権の目的である株式の総数は300,000株(本新株予約権1個当たり100株とする。)株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない。
- (2) 行使価額の修正基準
当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)(但し、新株予約権者がEVO FUNDの場合、EVO FUNDの関係会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社とする。)に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日(同日を含む。但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。))において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)に行われたものとして取り扱われる。)の5取引日後の日に初回の修正がされ、以後1取引日が経過する毎に修正される(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日の直前取引日(但し、終値が存在しない場合には、その直前の終値のある取引日。以下同じ。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額(以下(4)に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社はかかる決議を行うことができない。
- (3) 行使価額の修正頻度
上記(2)の記載に従って、行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合に修正される。
- (4) 行使価額の下限
「下限行使価額」は当初620円とする。但し、下記(注)3.行使価額の調整を準用して調整される。
- (5) 割当株式数の上限
300,000株
- (6) 当社の決定による本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- (7) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、(株)DSG1は、その保有する当社普通株式の一部についてEVO FUNDへの貸株を行います(契約期間:2025年4月1日~2028年4月24日、貸借株数(上限):300,000株、担保:無し。)
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、2,500円とする。
3. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
本項(4)の に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項(4)の に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項(4)の に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（但し、第2回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権を除く。）若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(4)の に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
1円未満の端数を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項(2)の の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項(2)の の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項(2)の規定にかかわらず、本項(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が注1.(2)行使価額の修正基準に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 注1.(2)行使価額の修正基準及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、本項(2)の の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

・第4回新株予約権

決議年月日	2025年3月28日
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 200,000 (新株予約権1個につき100)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1株当たり3,000
新株予約権の行使期間	2025年4月15日(当日含む)から2028年4月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,001 資本組入額 1,501
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	第4回新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、買取契約において、第4回新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定である。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

当該新株予約権の付与日(2025年4月14日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年5月31日)において、記載すべき内容が当該新株予約権付与日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 第4回新株予約権の目的である株式の総数は200,000株(本新株予約権1個当たり100株とする。)株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない。

(2) 行使価額の修正基準

当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)(但し、新株予約権者がEVO FUNDの場合、EVO FUNDの関係会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社とする。)に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日(同日を含む。但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。))において売買立会が行われる日(以下「取引日」という。))に行われたものとして取り扱われる。)の5取引日後の日に初回の修正が行われ、以後1取引日が経過する毎に修正される(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日の直前取引日(但し、終値が存在しない場合には、その直前の終値のある取引日。以下同じ。))において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額(以下(4)に定義する。))を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社はかかる決議を行うことができない。

(3) 行使価額の修正頻度

上記(2)の記載に従って、行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合に修正される。

(4) 行使価額の下限

「下限行使価額」は当初620円とする。但し、下記(注)3.行使価額の調整を準用して調整される。

(5) 割当株式数の上限

200,000株

(6) 当社の決定による本新株予約権付社債の全額の繰上償還を可能とする旨の条項はありません。

(7) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、株DSG1は、その保有する当社普通株式の一部についてEVO FUNDへの貸借を行います(契約期間:2025年4月1日~2028年4月24日、貸借株数(上限):300,000株、担保:無し。)

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することを含む。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、3,000円とする。

3. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}$$

$$\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(4)の に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終

日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項(4)の に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項(4)の に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(但し、第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第5回新株予約権を除く。)若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項(4)の に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
1円未満の端数を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項(2)の の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項(2)の の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が注1.の(2)行使価額の修正基準に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 注1.の(2)行使価額の修正基準及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、本項(2)の の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

・第5回新株予約権

決議年月日	2025年3月28日
新株予約権の数(個)	6,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及びと数(株)	普通株式 600,000 (新株予約権1個につき100)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1株当たり1,178
新株予約権の行使期間	2025年4月15日(当日含む)から2028年4月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,186 資本組入額 1,093
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	第5回新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、買取契約において、第5回新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定である。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該事項なし。

当該新株予約権の付与日(2025年4月14日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年5月31日)において、記載すべき内容が当該新株予約権付与日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 第5回新株予約権の目的である株式の総数は600,000株(本新株予約権1個当たり100株とする。)株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない。

(2) 行使価額の修正基準

2025年10月15日以降、行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合(但し、当該取締役会の決議を行った日(以下「決議日」という。)の直前取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいい、「直前取引日」とは、同日に取引所における当社普通株式の普通取引の終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。以下同じ。)の16時までにかかる決議を行う旨を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知していた場合に限る。)、行使価額は、決議日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の95%に相当する金額の1円未満の端数を四捨五入した金額に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が620円(以下(4)に定義する。)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。

上記にかかわらず、本新株予約権について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から6ヶ月が経過していない場合、又は金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社は上記に基づき決議を行うことができない。

(3) 行使価額の修正頻度

2025年10月15日以降、上記(2)の記載に従って、行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合に修正される。

(4) 行使価額の下限

「下限行使価額」は当初620円とする。但し、下記(注)3.行使価額の調整を準用して調整される。

(5) 割当株式数の上限

600,000株

(6) 当社の決定による本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、1,178円とする。

3. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(4)のに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がない

とき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項(4)の に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項(4)の に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権を除く。）若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(4)の に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- 1円未満の端数を四捨五入する。
- 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項(2)の の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項(2)の の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)の規定にかかわらず、本項(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が注1.の(2)行使価額の修正基準に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 注1.の(2)行使価額の修正基準及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、本項(2)の の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年10月1日 (注)1	8,902,600	8,902,600	100	100	-	-

(注)1. 2024年10月1日に単独株式移転により当社が設立されたことによるものであります。

2. 2025年4月1日から2025年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が800,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ491百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の 状況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	29	46	16	32	6,432	6,557	-
所有株式数(単元)	-	384	4,245	22,960	831	222	60,316	88,958	6,800
所有株式数の割合 (%)	-	0.43	4.77	25.81	0.93	0.25	67.80	100.00	-

(注)1. 自己株式1,024,075株は、「個人その他」に、10,240単元、「単元未満株式の状況」に75株に含まれていません。

2. 所有株式数の割合は、小数点第3位を切り捨てております。合計が100%にならない場合がありますが、合計欄は100%を表示しています。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社DSG1	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目38-5	1,960,200	24.88
上原 俊彦	東京都港区	413,000	5.24
松井証券(株)	東京都千代田区麹町1丁目4番地	207,100	2.62
上田八木短資(株)	大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4-2	199,500	2.53
柿沼 佑一	埼玉県さいたま市中央区	100,000	1.26
小林 励	愛知県名古屋市区	90,000	1.14
(株)SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	67,834	0.86
新川 雅春	兵庫県明石市	61,000	0.77
土師 裕二	東京都調布市	60,000	0.76
生田 剛	京都府京都市伏見区	48,000	0.60
計	-	3,206,634	40.70

(注) 上記のほか、当社が所有している自己株式1,024,075株があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,024,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,871,800	78,718	-
単元未満株式	普通株式 6,800	-	-
発行済株式総数	8,902,600	-	-
総株主の議決権	-	78,718	-

(注) 自己株式1,024,075株のうち75株は、「単元未満株式」に含まれています。

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) AIフュージョンキャピタル グループ株式会社	東京都港区六本木一丁目9 番9号	1,024,000	-	1,024,000	11.5
計	-	1,024,000	-	1,024,000	11.5

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2024年11月19日)での決議状況 (取得期間 2024年11月20日~2025年2月19日)	109,300	164,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	109,300	117,995,100
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 当期間とは、当事業年度の末日の翌日から有価証券報告書提出日までの期間であります。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移 転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	1,024,075	-	1,024,075	-

(注) 1. 当期間とは、当事業年度の末日の翌日から有価証券報告書提出日までの期間であります。

2. 当期間における保有自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した自己株式は含まれておりません。

3. 2024年10月1日付でミライドア株式会社(旧 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社)を完全子会社とし、当社を完全親会社とする株式移転を実施したことに伴い、2024年11月19日付で当該子会社が所有しておりましたすべての自己株式(914,775株)は親会社へ移転しております。

3【配当政策】

当社では、主たる事業である自己投資という事業特性上、投資状況によりキャピタルゲインが大きく見込まれ、想定以上に当社の手元資金が潤沢となる場合においては、企業成長とのバランスを考慮しながら、配当や自社株買いによる株主還元の実施を行うことを基本方針としております。

なお、会社法第454条第5項の規定に基づき、中間配当も行うことができる旨定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当社の当有価証券報告書提出事業年度について配当の実績・決議の事実はありません。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の向上に向けてステークホルダーとの信頼関係を基礎とすることを経営の重要テーマとしています。つまり、投資家の皆さま、ベンチャー企業、取引先、地域社会、従業員等と良好な関係を構築することが、株主の皆さまの利益を最大化する最も重要な方法であると考えております。

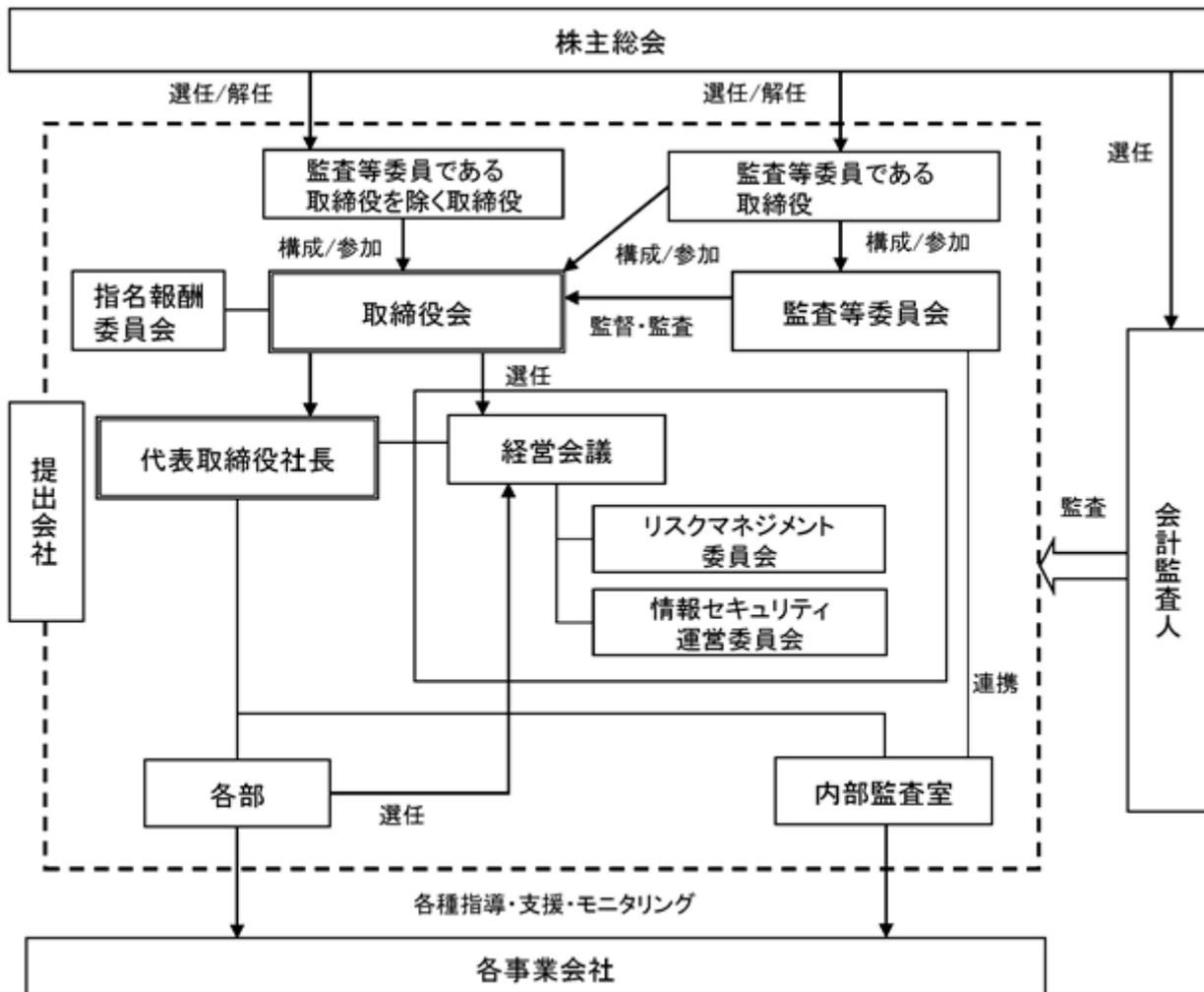
ステークホルダーとの信頼関係を構築し、維持するため、効率性の向上、健全性の維持、透明性の確保の3つの視点を常に意識し、一層の社会的責任を果たすことができるよう、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は監査等委員会設置会社として、取締役会において議決権のある監査等委員である取締役を置くとともに、取締役会を構成する監査等委員である社外取締役を置くことにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と経営のさらなる効率化を図っております。定款の定めにより、取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができるとしており、迅速・機動的な経営判断を行える体制をとっております。

当社における、企業統治の体制は、下図のとおりであります。

企業統治の体制（2025年6月25日現在）



当社の企業統治の体制は、監査等委員であるものを除く取締役4名（うち社外取締役0名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）となっております。

当社の取締役会、監査等委員会及び指名報酬委員会は、以下のメンバーで構成されております。

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	指名報酬委員会
代表取締役社長	澤田 大輔	議長		○
取締役副社長	松本 高一	○		
常務取締役	金 一寿	○		
常務取締役	八角 大輔	○		
社外取締役(監査等委員)	久保 隆	○	委員長	委員長
社外取締役(監査等委員)	砂田 有史	○	○	
社外取締役(監査等委員)	蒲生 武志	○	○	○

取締役会は原則として月1回開催し、重要事項の決定、業務進捗状況の確認及び業務執行状況の監督を行っております。

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的とし、2024年10月1日付で指名報酬委員会を設置いたしました。

指名報酬委員会は、原則として年1回開催し、過半数が社外取締役になるよう、代表取締役及び社外取締役で構成しており、監査等委員である取締役を除く取締役及び、執行役員、子会社の取締役のそれぞれの指名方針及び報酬方針の策定、代表取締役の選任・解任及び個別の報酬に関する事項、監査等委員である取締役を除く取締役の選任・解任及び個別の報酬に関する事項を審議し、取締役会に報告しております。

なお、取締役会、監査等委員会及び指名報酬委員会の活動状況の詳細は、以下に記載のとおりであります。個々の出席状況はすべて当事業年度の実績であります。

取締役会

(1)取締役の出席状況

役職名	氏名	出席状況	その他
代表取締役社長	澤田 大輔	全6回中6回（出席率100％）	議長
常務取締役	金 一寿	全6回中6回（出席率100％）	-
社外取締役	久保 隆	全6回中6回（出席率100％）	-
社外取締役	加來 武宣	全6回中6回（出席率100％）	-
社外取締役（監査等委員）	松本 高一	全6回中6回（出席率100％）	-
社外取締役（監査等委員）	砂田 有史	全6回中6回（出席率100％）	-
社外取締役（監査等委員）	蒲生 武志	全6回中6回（出席率100％）	-

(2)具体的な検討内容

社長職務代行順位決定、社外取締役との責任限定契約締結、内部統制システムの整備に係る決定、社内規程制定、指名報酬委員会の委員決定、子会社の定款変更及び役員選任、取締役社長及び常務取締役の選定、取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針の決定、代表取締役の報酬等、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等

監査等委員会

(1) 監査等委員の出席状況

役職名	氏名	出席状況	その他
社外取締役（監査等委員）	松本 高一	全 5 回中 5 回（出席率100%）	委員長
社外取締役（監査等委員）	砂田 有史	全 5 回中 5 回（出席率100%）	-
社外取締役（監査等委員）	蒲生 武志	全 5 回中 5 回（出席率100%）	-

(2) 具体的な検討内容

後記「4 コーポレート・ガバナンスの状況等（3）監査の状況 監査等委員会監査の状況」をご覧ください。

指名報酬委員会

(1) 指名報酬委員の出席状況

役職名	氏名	出席状況	その他
社外取締役（監査等委員）	松本 高一	全 1 回中 1 回（出席率100%）	委員長
代表取締役社長	澤田 大輔	全 1 回中 1 回（出席率100%）	-
社外取締役	久保 隆	全 1 回中 1 回（出席率100%）	-

(2) 具体的な検討内容

役付取締役の選定、取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針の決定、代表取締役の個人別の報酬、監査等委員でない取締役の個人別の報酬

また、当社は、経営会議を設置しております。

経営会議は取締役の職務執行の効率化や意思決定の迅速化を目的としており、業務を執行する取締役と関連部門長で構成されております。経営会議は原則として毎週開催し、重要な決議事項や各事業部門からの報告事項が上程され、審議等を行うことにより意思決定プロセスを明確化し、経営の透明化を図っております。

企業統治に関するその他の事項

< 内部統制システムの整備の状況 >

当社では、内部統制システムの整備にあたっては、まずその基盤となる企業倫理推進体制の強化に取り組んでおります。2024年10月に制定した日常行動の基本的な考え方、判断基準をまとめた「AIフュージョンキャピタルグループ株式会社行動規範」に則り、役職員への企業倫理の定着・浸透を図っております。またモニタリングの一貫として、内部通報制度を設置しております。

< リスク管理体制の整備状況 >

管理本部及び内部監査室が中心となって、リスク管理の充実に向けて取り組んでおります。リスクマネジメント委員会を経営会議の一機能としておき、その活動を取締役会にも報告することにより、企業リスクの早期発見と対応に努めております。中でも、経営に重要な影響を及ぼすリスクに関しては、随時リスクマネジメント委員会を開催し、リスク分析及び対応策の審議を行うことで、損失の未然防止に努めております。さらに、内部監査の結果を検証することにより、全役職員の意識の向上を図っております。

情報セキュリティ及び情報システムについては、関連規程に則り運営するとともに、疑義がある場合等は適宜情報セキュリティ運営委員会を開催し、リスクマネジメント委員会と連携しながら対応を検討しております。社内教育については、全役職員に対して年複数回の研修を実施し、徹底した啓蒙活動を推進しております。

< 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況 >

当社は管理本部及び経営企画室が子会社管理業務を行っており、「 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由」に記載の各種委員会を含む統治体制を構築し、以下のとおり業務の適正を確保しております。

子会社管理規程の策定・運用:

子会社の経営管理に関する基本方針や手続きを定めた子会社管理規程を策定し運用する。

子会社の経営目標、事業計画、業績評価などを定めた管理体制を構築する。

子会社との定期的な情報共有・協議:

子会社の経営状況、事業計画、リスク情報などを定期的に報告させ、情報共有を図る。

子会社との定期的な会議や協議を通じて、経営課題やリスクについて議論し、適切な対応策を検討・提案する。

子会社への支援・指導：

子会社の経営課題やリスクに対して、適切な支援や指導を行う。

子会社に対する研修やコンサルティングを通じて、経営能力やリスク管理能力の向上を支援する。

取締役会・監査役等との連携：

子会社の取締役会や監査役等と連携し、経営状況やリスク情報などを共有する。

子会社の取締役や監査役に対する研修や情報提供を通じて、職務執行の適正性を確保する。

<責任限定契約の内容の概要>

当社は、業務執行取締役等でない取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約による賠償の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役に関する定款の定め

<取締役の定数>

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は8名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

<取締役の選任の決議要件>

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項及びその理由、並びに株主総会の特別決議要件を変更した場合の内容とその理由

<自己株式の取得>

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

<中間配当>

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

<業務執行取締役等でない取締役の責任免除>

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

<株主総会の特別決議要件>

当社は、株主総会特別決議の定足数をより確実に充足できるようにするため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 -名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	澤田 大輔	1976年4月6日生	1996年12月 個人事業主として開業 2018年1月 株式会社DSG1代表取締役就任(現) 2021年10月 紺綬褒章受章 2023年6月 ミライドア株式会社取締役会長就任 2023年11月 同社代表取締役会長兼社長就任(現) 2024年10月 当社代表取締役社長就任(現) 2024年11月 株式会社河合青果代表取締役会長就任(現) 2025年1月 ReYuu Japan株式会社取締役会長就任(現) 2025年1月 ミライコイン株式会社代表取締役就任(現) 2025年3月 株式会社ショーケース代表取締役会長就任(現)	(注)2	1,300
取締役副社長	松本 高一	1980年3月26日生	2003年9月 株式会社AGSコンサルティング入社 2006年1月 新光証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社 2012年9月 株式会社プラスアルファ・コンサルティング入社 2014年10月 SMBC日興証券株式会社入社 2017年8月 株式会社アンビグラム代表取締役就任(現) 2017年9月 株式会社ラバブル・マーケティング・グループ社外取締役就任(現) 2018年8月 株式会社アッピア代表取締役就任(現) 2020年11月 株式会社フューチャーリンクネットワーク社外監査役就任(現) 2020年12月 株式会社揚羽社外監査役就任(現) 2022年6月 ミライドア株式会社取締役(監査等委員)就任 2023年4月 株式会社TOKYO BASE取締役(監査等委員)就任(現) 2024年6月 株式会社Blue Meme社外監査役就任(現) 2024年10月 当社取締役(監査等委員)就任 2024年10月 ミライドア株式会社社外監査役就任 2025年3月 株式会社ショーケース取締役就任(現) 2025年6月 当社取締役副社長就任(現) 2025年6月 ミライドア株式会社取締役副社長就任(現)	(注)2	100
常務取締役	金 一寿	1977年1月2日生	2005年12月 有限責任あずさ監査法人入所 2012年4月 金一寿公認会計士事務所・税理士事務所代表就任(現) 2023年6月 ミライドア株式会社取締役就任 2024年6月 同社常務取締役就任(現) 2024年10月 当社常務取締役就任(現) 2025年1月 ReYuu Japan株式会社取締役就任(現) 2025年3月 株式会社ショーケース取締役就任(現)	(注)2	600
常務取締役	八角 大輔	1980年6月23日生	2006年4月 株式会社インタートレード入社 2019年10月 株式会社デジタルアセットマーケット取締役就任 2022年5月 オーケーコイン・ジャパン株式会社執行役員COO就任 2025年6月 当社常務取締役就任(現) 2025年6月 ミライドア株式会社取締役副社長就任(現)	(注)2	-
取締役 (監査等委員)	久保 隆	1954年11月7日生	1988年4月 大阪弁護士会弁護士登録 1994年1月 森田宏法律事務所(現天満総合法律事務所)入所 1994年1月 森田宏法律事務所(現天満総合法律事務所)パートナー就任(現) 1994年1月 株式会社川重冷熱工業顧問就任 2023年6月 ミライドア株式会社取締役就任 2024年10月 当社取締役就任 2025年3月 株式会社ショーケース取締役(監査等委員)就任(現) 2025年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現) 2025年6月 ミライドア株式会社監査役就任(現)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	砂田 有史	1977年4月8日	2005年10月 弁護士登録 2013年6月 グリーホールディングス株式会社入社 2014年9月 Glossom株式会社取締役就任 2015年9月 株式会社地域経済活性化支援機構入社 2016年3月 株式会社メイコー社外監査役就任 2018年6月 東洋刃物株式会社社外取締役(監査等委員)就任 2019年3月 株式会社ブイキューブ社外監査役就任 2021年4月 マラトンキャピタルパートナーズ株式会社パートナー就任(現) 2021年4月 マラトンキャピタル有限責任事業組合組合員(現) 2021年12月 マラトンキャピタルパートナーズ株式会社取締役就任(現) 2022年2月 合同会社RSコンサルティング代表社員(現) 2022年5月 株式会社M&Aクラウド監査役就任(現) 2023年9月 ミライドア株式会社取締役(監査等委員)就任 2024年10月 当社取締役(監査等委員)就任(現)	(注)3	100
取締役 (監査等委員)	蒲生 武志	1973年5月19日生	1997年10月 有限責任あずさ監査法人入所 2013年8月 蒲生武志公認会計士・税理士事務所開設所長就任(現) 2022年4月 トラバース監査法人設立 代表社員就任 2023年6月 ミライドア株式会社取締役就任 2024年6月 ミライドア株式会社取締役(監査等委員)就任 2024年10月 当社取締役(監査等委員)就任(現)	(注)3	300
計					2,400

- (注) 1 取締役久保隆、取締役砂田有史及び取締役蒲生武志は、社外取締役であります。
- 2 取締役の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 取締役(監査等委員)の任期は、当社の成立の日から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名(うち監査等委員である取締役3名)であります。

社外取締役である久保隆氏は、弁護士として、コーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス及び企業経営に深い造詣を有しており、当社の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献することを期待しております。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員)である砂田有史氏は、弁護士として企業法務に精通しており、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことが期待できるものと判断したためであります。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員)である蒲生武志氏は、公認会計士・税理士として、コーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス及び企業経営に深い造詣を有しており、当社の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献することを期待しております。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は監査等委員を除く取締役4名のうち0名、監査等委員である取締役3名のうち3名の社外取締役を選任しており、現状の体制において十分なガバナンス機能が果たされていると判断しております。なお、当社は社外取締役の選任にあたり、独立性に関する基準及び方針を定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。

< 社外取締役が企業統治において果たす機能及び役割 >

社外取締役は、外部の目線をもって経営を監視する役割を担うものでありますが、業務に関する知見が十分でない場合においては、コミュニケーションコストが過大に生じ、取締役会運営に支障を生じる恐れがあります。その点、当社の社外取締役は、金融業界又はベンチャー企業を運営若しくは支援する立場で一定の経験を有する方々であり、効率的に関与いただけるものと想定しております。また、それぞれ異なる背景をベースとして、当社の経営を監督又は監査いただけるものと想定しております。

< 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係 >

監査等委員である取締役による監査については、「(3) 監査の状況」に記載のとおりであります。社外取締役による監督については、取締役会内外における監査等委員である取締役、内部監査室、及び会計監査人との意見交換を通じ、内部統制システムの構築・運用を含む業務執行の監督を実施しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社における監査等委員会監査は、監査等委員である取締役は3名で、非常勤の社外取締役で構成しております。監査等委員である取締役は、必要に応じて役職員からの報告、説明等の聴取を行います。当社における業務上の重要な意思決定を行う会議に出席する他、本社・事務所への往査など、実効性のある監査に取り組んでおります。また、監査等委員会は、会計監査の適正さを確保するため、会計監査人から法令に基づく会計監査の報告を受け、定期的に協議の機会を設け、意見交換を行っております。

当事業年度において、当社は監査等委員会を原則として12月及び3月の取締役会開催日に開催、その他随時開催しており、個々の監査等委員会の出席状況については、「4 コーポレートガバナンスの状況等(1) コーポレートガバナンスの概要 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由」に記載しております。

また、当事業年度における具体的な検討内容については、次のとおりであります。

区分	件数	具体的な検討内容
決議事項	9件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査等委員会規則、監査等委員会監査基準、会計監査人の評価基準(監査等委員会監査基準補則)の制定の件 ・ 第1期監査等委員会委員長選定の件 ・ 第1期事業年度 監査等委員会 監査方針及び監査計画の承認の件 ・ 第1期事業年度 HLB Meisei 有限責任監査法人の監査報酬同意の件 ・ 代表取締役の個別の報酬についての監査等委員会の意見の決定の件 ・ 監査等委員でない取締役の個別の報酬についての監査等委員会の意見の決定の件 ・ HLB Meisei 有限責任監査法人との追加監査報酬に関する覚書締結に基づく変更後の監査報酬(16,200,000円/税別)同意の件 ・ EVO FUNDを割当予定先とする第2回乃至第4回新株予約権発行の件についての監査等委員会の意見の決定の件 ・ 株式会社DSG1を割当予定先とする第5回新株予約権発行の件についての監査等委員会の意見の決定の件
協議事項	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期事業年度における監査等委員である取締役の報酬の件
報告事項	4件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期事業年度 内部監査計画の件 ・ 内部監査結果中間結果の報告と今後の予定等について ・ 第1期事業年度 職務執行確認書の提出について ・ 第1期事業年度 内部監査実施状況と今後の予定等について

内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役が直轄する内部監査室が実施し、内部監査室には当社従業員1名が所属しております。

内部監査室は、内部監査計画に沿ってコンプライアンスの状況を監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会へ報告しております。また、定期的に当社のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告しております。

内部監査室は、監査計画の策定段階から監査等委員会と連携を取り、内部監査計画を立案し内部統制の整備・構築及び運用状況を定期的に監査するとともに、その状況を取締役会及び監査等委員会に適宜報告してまいります。また、内部監査の結果については、速やかに取締役会及び監査等委員会へ報告し、改善提案を行っております。

内部監査室及び監査等委員会は、三様監査の連携の重要性の観点から、相互の連携を保つとともに、会計監査人と緊密な連携を保ち、定期的な会合を持つなど、積極的な情報交換等を行い、効率的な監査を実行しております。さらに、内部統制部門等と緊密な連携を保ち、監査活動等における実効性の向上を図っております。

会計監査の状況

当事業年度における当社の監査体制は次のとおりであります。

(監査法人の名称)

HLB Meisei 有限責任監査法人

(継続監査期間)

2年間

(注) 上記継続監査期間は単独株式移転により完全子会社となったミライドア株式会社(旧フューチャーベンチャーキャピタル株式会社)の継続監査期間を含んで記載しております。

(業務を執行した公認会計士)

指定有限責任社員 業務執行社員 武田 剛

指定有限責任社員 業務執行社員 吉田 隆伸

(監査業務に係る補助者の構成)

補助者の人数 公認会計士 0名 その他 11名

(監査法人の選定方針と理由)

当社は、会計監査人の選定及び評価に際して、当社の専門的な業務内容に対応して的確な監査業務を実施することができる一定の規模と品質を持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であることや過去の監査実績などを総合的に勘案し選定しております。

(監査等委員会による監査法人の評価)

当社の監査等委員会は、監査法人に対して「監査等委員会監査等基準」の補則に定める「会計監査人の評価基準」を基に、評価を行っており、同法人の会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生はなく、会計監査は従前から適正に行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

(監査公認会計士等に対する報酬の内容)

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	16	-
連結子会社	-	-
計	16	-

(監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(監査公認会計士等に対する報酬の内容)を除く)
該当事項はございません。

(その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容)
該当事項はございません。

(監査報酬の決定方針)

特別な方針等は定めておりませんが、監査法人より提示された監査計画の内容や監査時間等を検討し、監査等委員会との協議の上、決定する方針であります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、当社において2025年6月20日に開催された定時株主総会において、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬等の限度額は年額384百万円以内（うち社外取締役分は年額24百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬等の限度額は年額24百万円以内と決議いただいております。各取締役の報酬は指名報酬委員会の答申を受けて取締役会で決定し、各監査等委員である取締役の報酬は監査等委員の全員の同意により監査等委員会にて協議し決定しております。

当社は、2024年10月8日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、社外取締役が過半数を占め、かつ、社外取締役が委員長を務める、指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

基本方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

報酬等を与える時期または条件の決定方針

基本報酬は、月例の固定金銭報酬とする。

金銭報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業績連動報酬等は支給せず、すべてを金銭報酬で支給する。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)	18.0	18.0	-	-	-	2
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	7.2	7.2	-	-	-	5

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

当該事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資株式とし、純投資目的以外の目的である投資株式を政策保有株式としております。

株式会社ショーケースにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資有価証券計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である株式会社ショーケースについては以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、株式を保有する場合には、発行会社及びその関連会社との取引関係の維持・強化及び株式安定等の保有目的の合理性を条件とすることを基本的な方針としております。同株式の取得や処分については、当社の成長に寄与するものかどうかを担当取締役又は執行役員が検証し、必要に応じて取締役会にて決議することとしております。

(b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	0
非上場株式以外の株式	1	282

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	282	連結子会社株式の一部譲渡に伴う、その他投資 有価証券への振り替えによる増加

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	17
非上場株式以外の株式	-	-

(c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度		保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ReYuu JAPAN(株)	500,000		企業間取引の強化を保有目的としている。現在の定量的な保有効果の測定は困難であるが、顧客紹介を受ける等、今後も事業シナジーを追求してゆく。当社の中長期的な事業戦略上必要であると判断し保有している。	無
	282			

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

c. 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

d. 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

提出会社における株式の保有状況

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第312条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 当社は、2024年10月1日設立のため、前連結会計年度及び前事業年度にかかる記載はしていません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年10月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、HLB Meisei有限責任監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナー等に参加しております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位 : 百万円)

	注記	当連結会計年度 (2025年 3月31日)
資産		
流動資産		
現金及び現金同等物	8	3,328
営業債権及びその他の債権	9、26	270
有価証券	34	771
棚卸資産	10	2
暗号資産		100
その他の金融資産	11	5
その他の流動資産	12	76
流動資産合計		4,556
非流動資産		
有形固定資産	13	76
使用権資産	13、20	309
のれん	14、15	1,710
無形資産	14	108
持分法で会計処理されている投資	16	405
投資有価証券	34	335
その他の金融資産	11	1
その他の非流動資産	12	126
非流動資産合計		3,073
資産合計		7,629

(単位：百万円)

	注記	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債及び資本		
負債		
流動負債		
営業債務及びその他の債務	18	97
社債及び借入金	19、34	447
リース負債	19、34	137
未払法人所得税		120
引当金	22	51
契約負債	26	345
その他の流動負債	23	68
流動負債合計		1,267
非流動負債		
社債及び借入金	19、34	189
リース負債	19、34	192
退職給付に係る負債	21、22	91
引当金	22	34
繰延税金負債	17	166
非流動負債合計		675
負債合計		1,942
資本		
資本金		100
資本剰余金	24	2,553
利益剰余金	24	2,892
自己株式	24	834
その他の資本の構成要素	24	4
親会社の所有者に帰属する持分合計		4,716
非支配持分		971
資本合計		5,687
負債及び資本合計		7,629

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上収益	26	3,088
売上原価		1,728
売上総利益		1,359
販売費及び一般管理費	27	941
その他の収益	28	1,020
その他の費用	28	12
営業利益		1,427
金融収益	29	1
金融費用	29	9
税引前利益		1,419
法人所得税費用	17	175
当期利益		1,243
当期利益の帰属		
親会社の所有者		668
非支配持分		575
当期利益		1,243
1株当たり当期利益		
基本的1株当たり当期利益(円)	31	84.49
希薄化後1株当たり当期利益(円)	31	83.01

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
当期利益		1,243
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定 する金融資産	30	0
確定給付制度の再測定	30	1
純損益に振り替えられることのない項目合 計		1
税引後その他の包括利益		1
当期包括利益		1,245
当期包括利益の帰属		
親会社の所有者		670
非支配持分		575
当期包括利益		1,245

【連結持分変動計算書】

当連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：百万
円）

親会社の所有者に帰属する持分					
注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本 の構成要素
					その他の包 括利益を通 じて公正価 値で測定す る金融資産
2024年4月1日残高	100	2,437	2,146	196	2
当期利益			668		
その他の包括利益					0
当期包括利益合計	-	-	668	-	0
自己株式の取得及び処分 24		1		638	
新株予約権の発行		114			
企業結合による変動			77		
所有者との取引額合計	-	116	77	638	-
2025年3月31日残高	100	2,553	2,892	834	2

親会社の所有者に帰属する持分					
注記	その他の資本の構成要素		合計	非支配持分	合計
	確定給付制 度の再測定	合計			
2024年4月1日残高	-	2	4,490	1	4,492
当期利益		-	668	575	1,243
その他の包括利益	1	1	1		1
当期包括利益合計	1	1	670	575	1,245
自己株式の取得及び処分 24		-	636		636
新株予約権の発行		-	114		114
企業結合による変動		-	77	393	470
所有者との取引額合計	-	-	444	393	50
2025年3月31日残高	1	4	4,716	971	5,687

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益		1,419
減価償却費及び償却費		75
株式報酬費用		114
金融収益		1
金融費用		9
関係会社株式売却損益(は益)		896
投資有価証券評価損益(は益)		102
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)		105
棚卸資産の増減額(は増加)		841
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)		155
退職給付に係る負債の増減額(は減少)		11
引当金の増減額(は減少)		7
その他		10
小計		159
利息及び配当金の受取額		1
利息の支払額		9
法人所得税の支払額		16
営業活動によるキャッシュ・フロー		183
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産及び無形資産の取得による支出		23
投資の売却及び償還による収入		954
子会社の取得による支出		676
子会社の売却による収入		1,092
関連会社の取得による支出		405
その他		1
投資活動によるキャッシュ・フロー		939
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	32	101
長期借入れによる収入	32	3
長期借入金の返済による支出	32	374
リース負債の返済による支出	32	71
自己株式の取得による支出		638
その他		1
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,181
現金及び現金同等物に係る換算差額		4
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		430
現金及び現金同等物の期首残高		3,758
現金及び現金同等物の期末残高	8	3,328

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

AIフュージョンキャピタルグループ株式会社（以下、当社という。）は、日本に所在する株式会社であります。当社の登記されている本社の住所は当社のウェブサイト（<https://aifcg.jp/>）で開示しております。当社の連結財務諸表は、2025年3月31日を期末日とし、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）、並びに当社の関連会社に対する持分により構成されております。

当社グループの事業内容は、金融ソリューション事業、SaaS事業等であります。各事業の内容については注記「6. セグメント情報」に記載しております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨及び初度適用に関する事項

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第312条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

本連結財務諸表は、2025年6月19日に代表取締役社長澤田大輔によって承認されております。

当社グループは、2025年3月31日に終了する連結会計年度からIFRSを初めて適用しており、IFRSへの移行日は2024年4月1日であります。IFRSへの移行日及び比較年度において、IFRSへの移行が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は、注記「39. 初度適用」に記載しております。

早期適用していないIFRS及びIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」（以下「IFRS第1号」という。）の規定により認められた免除規定を除き、当社グループの会計方針は2025年3月31日に有効なIFRSに準拠しております。

なお、適用した免除規定については、注記「39. 初度適用」に記載しております。

(2) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(3) 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 重要性がある会計方針

(1) 連結の基礎

子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えております。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されております。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識しております。

子会社の決算日は一部当社と異なっております。決算日の異なる子会社については、当社決算日において、仮決算を実施しております。

関連会社

関連会社とは、当社グループが当該企業に対し、財務及び営業の方針に重要な影響力を有しているものの、支配又は共同支配をしていない企業をいいます。当社グループが他の企業の議決権の20%以上50%以下を保有する場合、当社グループは当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。

関連会社に対する投資は、投資先が関連会社又は共同支配企業に該当すると判定された日から該当しないと判定された日まで、持分法によって会計処理しております。関連会社に対する投資には、取得に際して認識されたのれん（減損損失累計額控除後）が含まれております。

関連会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該関連会社の財務諸表に調整を加えております。

関連会社に該当しなくなり、持分法の適用を中止した場合には、持分法の適用を中止したことから生じた利得又は損失を純損益として認識しております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が従来保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計が、取得した識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しております。

非支配持分を公正価値で測定するか、又は識別可能な純資産の認識金額の比例持分で測定するかについては、企業結合ごとに選択しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。取得日時点に存在していた事実と状況を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間（以下「測定期間」という。）に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間であります。

なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からののれんは認識しておりません。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループ

段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得又は損失は純損益として認識しております。

(3) 金融商品

金融資産

() 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他の全ての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

() 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したのものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

() 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(5) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 8 - 24年
- ・工具器具及び備品 4 - 20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(6) のれん

当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(7) 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 3 - 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(8) リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース負債は、リース負債に係る金利、支払われたリース料及び該当する場合にはリース負債の見直しまたはリースの条件変更を反映する金額で事後測定しております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

(9) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

(10) 従業員給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度を運営しております。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単
位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末
日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資
本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

(11) 株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ス
tock・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるス
tock・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識
し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正
価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しております。ま
た、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

(12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債
務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積り
ができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨
幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いておりま
す。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

(13) 収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、
以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

投資事業組合管理収入については、顧客との投資事業組合契約に基づいて組合管理運営サービスを提供
する履行義務を負っています。当該組合契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履
行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

営業投資有価証券売上高については、株式投資等によるキャピタルゲインであり、顧客との譲渡契約に
基づいて有価証券を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は有価証券を引き渡すことであ
り、また顧客より有価証券の対価を受領した時点において、顧客が当該有価証券に対する支配を獲得して
充足されると判断し、収益を認識しております。また、売上原価については、売却有価証券帳簿価額、投
資損失引当金繰入額及び戻入額、減損損失、支払手数料等を計上しております。

コンサルティング収入については、顧客との業務委託契約に基づいてコンサルティングサービスを提供
する履行義務を負っています。当該業務委託契約は、概ね一定の期間にわたり履行義務を充足する取引で
あり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

(14) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、その他の包括利益又は資
本に直接認識される項目から生じる場合、及び企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しており
ます。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額
の算定に使用する税率及び税法は、期末日までに制定又は実質的に制定されているものであります。

繰延税金は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異、繰
越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除について、それらを利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識し、繰延税金負債は、原則としてすべての将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・企業結合取引ではなく、取引時に会計上の利益にも税務上の課税所得（欠損金）にも影響を与えず、かつ、取引時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引から発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配企業に対する持分に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配企業に対する持分に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消する時期をコントロールすることができ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しております。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合又は別々の納税主体であるものの当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に相殺しております。

(15) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(16) セグメント情報

事業セグメントとは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動の構成単位であります。すべての事業セグメントの事業の成果は、個別にその財務情報が入手可能なものであり、かつ各セグメントへの経営資源の配分及び業績の評価を行うために、当社の取締役会が定期的にレビューしております。

(17) 暗号資産

暗号資産について当社グループは、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項に基づき、「財務報告に関する概念フレームワーク」、IFRS解釈指針委員会（IFRIC）2019年6月アジェンダ決定及び類似の事項を扱う基準を参照し、保有する暗号資産に対する会計上の支配の有無を総合的に勘案し、会計処理を行っております。

当社グループが保有する暗号資産のうち、会計上の支配があると判断した暗号資産については、連結財政状態計算書上、資産として認識しています。

会計上の支配があると判断した暗号資産のうち、顧客取引を遂行する目的で保有している暗号資産については、使用を指図する能力及び経済的便益が当社グループに帰属することから、連結財政状態計算書上、資産として認識し、当初認識時点において取得原価で測定するとともに、当初認識後においては売却コスト控除後の公正価値で測定しています。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

非金融資産の減損

当社グループは、有形固定資産、使用権資産、のれんを含む無形資産について、減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額の算定においては、資産の耐用年数、将来キャッシュ・フロー、税引前割引率及び長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

非金融資産の回収可能価額の算定方法については、注記「15. 非金融資産の減損」に記載しております。

確定給付制度債務の測定

当社グループは、確定給付型の退職後給付制度を有しております。これらの各制度に係る確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。数理計算上の仮定には、割引率、退職率及び死亡率等の様々な変数についての見積り及び判断が求められます。当社グループは、これらの変数を含む数理計算上の仮定の適切性について、外部の年金数理人からの助言を得ております。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

これらの数理計算上の仮定及び関連する感応度については、注記「21. 従業員給付」に記載しております。

引当金

当社グループは、資産除去債務、有給休暇引当金等、種々の引当金を連結財政状態計算書に計上しております。これらの引当金は、期末日における債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上しております。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しておりますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

計上している引当金の性質及び金額については、注記「22. 引当金」に記載しております。

法人所得税

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

法人所得税に関連する内容及び金額については注記「17. 法人所得税」に記載しております。

金融商品の公正価値

当社グループは、特定の金融商品の公正価値を評価する際に、市場で観察可能ではないインプットを利用する評価技法を用いております。観察可能ではないインプットは、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

金融商品の公正価値に関連する内容及び金額については、注記「34. 金融商品」に記載しております。

5. 未適用の新基準

連結財務諸表の承認日までに公表されている基準書及び解釈指針のうち、当社グループが早期適用していない主なものは、以下のとおりであります。

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」の適用が当社グループの連結財務諸表に与える影響は検討中
であります。

基準書		強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用予定時期	新設・改訂の概要
IFRS第18号	財務諸表における 表示及び開示	2027年1月1日	2028年3月期	財務諸表における表示及び開示 に関する現行の会計基準である IAS第1号を置き換える新基準

6. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役
会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであり
ます。

当社グループは持株会社体制をとっており、当社は持株会社として経営戦略の策定及びグループ会社の経
営指導等を行い、各子会社において事業活動を展開しております。当社グループの報告セグメントは、事業
の種類別に「金融ソリューション事業」、「SaaS事業」及び「情報通信関連事業」の3つを報告セグメント
としております。

「金融ソリューション事業」は、ベンチャー企業等への投資及びその育成支援や、投資事業組合の組成及
びその管理・運営等を行うファンド事業、上場企業の私募増資を引き受けるP I P E s 事業、事業に付随す
るニーズに対しコーポレートファイナンスサービスを提供する投資銀行事業を含めております。「SaaS事
業」は、DXを目的としたWebサイト最適化サービスなどを中心に、オンライン手続きプラットフォームサー
ビスの提供等のSaaS事業を行っております。「情報通信関連事業」は、主に中古スマートフォンの販売を
行っております。

(2) 報告セグメントに関する情報

報告セグメントの会計方針は、注記「3.重要性がある会計方針」に記載している当社グループの会計方
針と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の売上収益は、市場実勢価格
に基づいております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 (注) 3
	金融ソ リユー ション事 業	SaaS事業	情報通信 関連事業	計				
売上収益								
外部収益	1,182	380	1,379	2,941	146	3,088	-	3,088
セグメント間収益	24	12	0	37	126	164	164	-
合計	1,206	392	1,380	2,979	272	3,252	164	3,088
セグメント利益又は損失 () (注) 3	502	1,163	10	1,655	68	1,587	160	1,427

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グループ全体に係る事業等を含
んでおります。

2. 調整額は、主にセグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(3) サービスに関する情報

サービスの区分が報告セグメントと同一であるため、記載を省略しています。

(4) 地域に関する情報

外部顧客への売上収益

本邦の外部顧客への売上収益が連結損益計算書の売上収益の大部分を占めるため、記載を省略しております。

非流動資産

本邦に所在している非流動資産の金額が連結財政状態計算書の非流動資産の金額の大部分を占めるため、記載を省略しております。

(5) 主要な顧客に関する情報

外部顧客への売上収益のうち、連結損益計算書の売上収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

7. 企業結合

当連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社河合青果

事業の内容 青果物卸売業

取得日

2024年11月18日

取得した議決権付資本持分の割合

100%

企業結合を行った主な理由

株式会社河合青果は、長年にわたり青果卸売事業を営んでおり、青果物等食の流通において重要な役割を果たして参りました。また、河合青果代表の須田勇氏は名古屋北部青果物商業協同組合の理事長を10年以上務めるなど、中部圏を拠点とする名古屋市中央卸売市場北部市場との強固な取引基盤を築いております。

また、一方で、2020年より始まったコロナウィルスの影響による事業への影響や、将来的な後継者問題を抱える中、子会社であるミライドア株式会社が掲げる「金融を通じて地方創生を実現する」経営理念と地域の創業や事業承継に資するファンド組成の取組について株式会社河合青果と共に事業拡大を目指す目的で、今回株式の取得に至りました。

被取得企業の支配の獲得方法

現金を対価とする株式取得

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値及び非支配持分

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値(現金)	20
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	60
非流動資産	35
資産合計	96
流動負債	38
非流動負債	117
負債合計	155
取得資産及び引受負債の公正価値(純額)	59
のれん	79

当該企業結合に係る取得関連費用はありません。

非支配持分は、被取得企業の識別可能な純資産の公正価値に対する非支配株主の持分割合で測定しております。

当該企業結合により生じたのれんは、その他セグメントに計上されております。のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。

なお、のれんについて、税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

(3) 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	20
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	8
子会社の取得による支出	11

(4) 業績に与える影響

本件株式取得による当社グループの連結業績に与える影響は軽微なため、記載を省略いたします。

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ショーケース

事業の内容 DXクラウド事業

取得日

2024年12月19日

取得した議決権付資本持分の割合

51.0%

企業結合を行った主な理由

株式会社ショーケースはDXクラウド事業を行っており、DXノウハウやDXを実現するためのAI及びSaaS開発ノウハウを有しております。また子会社であるミラードア株式会社は地方金融機関や地方自治体のネットワークのリソースを有しており、両社がシナジーの創出に取り組んでいくことで、中長期的な企業価値の向上に資すると判断したためであります。

被取得企業の支配の獲得方法

株式取得

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値及び非支配持分

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値(現金)	1,836
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	3,022
非流動資産	901
資産合計	3,923
流動負債	1,446
非流動負債	1,182
負債合計	2,628
取得資産及び引受負債の公正価値(純額)	1,294
非支配持分	888
のれん	1,430

当該企業結合に係る取得関連費用は1,869百万円であり、すべて連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

非支配持分は、被取得企業の識別可能な純資産の公正価値に対する非支配株主の持分割合で測定しております。

当該企業結合により生じたのれんは、計測・情報機器セグメントに計上されております。のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。

なお、のれんについて、税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

(3) 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	1,836
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	1,233
子会社の取得による支出	602

(4) 業績に与える影響

当連結会計年度で認識した支配獲得日以降に当企業結合から生じた売上収益は1,959百万円、営業利益は1,316百万円であります。

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 THE FREE AGENT LAB 株式会社

事業の内容 人材紹介フランチャイザー業

取得日

2024年7月18日

取得した議決権付資本持分の割合

100%

企業結合を行った主な理由

THE FREE AGENT LAB 株式会社は設立間もない会社ですが、SNS とフランチャイズシステムを利用した斬新かつ短期的事業拡大可能な人材確保のノウハウとビジネスモデルを有しております。ビジネスモデルについては確立されているものの、一方でサービス提供についてこれから進めるというフェーズにあり、事業立ち上げ時より当社のグループ企業として事業に取り組むことにより、大きなリターンが期待でき、より一層事業の発展が見込めると判断いたしました。

被取得企業の支配の獲得方法

現金を対価とする株式取得

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値及び非支配持分

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値(現金)	65
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	3
非流動資産	1
資産合計	4
流動負債	6
負債合計	6
取得資産及び引受負債の公正価値(純額)	1
のれん	66

当該企業結合に係る取得関連費用は0百万円であり、すべて連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

非支配持分は、被取得企業の識別可能な純資産の公正価値に対する非支配株主の持分割合で測定しております。

当該企業結合により生じたのれんは、計測・情報機器セグメントに計上されております。のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。

なお、のれんについて、税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

(3) 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	65
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	1
子会社の取得による支出	63

(4) 業績に与える影響

本件株式取得による当社グループの連結業績に与える影響は軽微なため、記載を省略いたします。

事業分離（子会社株式の譲渡）

当社連結子会社である株式会社ショーケースが、2025年2月28日開催の取締役会及び2025年3月24日開催の定時株主総会において、連結子会社である ReYuu Japan株式会社の株式の一部を譲渡することを決議いたしました。本件株式譲渡により、連結の範囲から除外されることになりました。

(1) 株式譲渡の理由

当社連結子会社である株式会社ショーケースは、2022年よりReYuu Japan株式会社（以下、「ReYuu社」という。）と資本業務提携契約を締結し、事業拡大のシナジー効果を生んでまいりましたが、株式譲渡の打診があり、直近の市場価格よりプレミアムが付いた価格での買取の提案があったこと、ReYuu社の更なる事業展開や利益の拡大が実現できる会社へ譲渡することにより、今後一層の発展を目指すことが望ましいとの結論に至り、今回、譲渡先であるSeacastle Singapore Pte. Ltdに譲渡することになったものです。

(2) 株式譲渡する相手先の名称

Seacastle Singapore Pte. Ltd

(3) 株式譲渡の時期

2025年3月25日

(4) 当該子会社の名称及び事業内容

子会社の名称

ReYuu Japan株式会社

事業内容

スマホ、タブレット、パソコンを中心とするリユース製品の売買及びレンタル事業

(5) 法的形式を含む取引の概要

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(6) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

譲渡したことに伴う収益 896百万円

ReYuu Japan株式会社が持分法適用関連会社となったことに伴う公正価値評価 282百万円

移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	1,918百万円
非流動資産	129百万円
資産合計	<u>2,048百万円</u>
流動負債	684百万円
非流動負債	516百万円
負債合計	<u>1,200百万円</u>

会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価格と売却額との差額をその他収益に計上しております。また、売却に伴う残存株式に対する再評価益をその他収益に計上しております。

(7) セグメント情報の開示における区分

情報通信関連事業

(8) 当年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書に計上されている分離した企業に係る損益の概算額

売上高	1,379百万円
営業損失()	10百万円

8. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
現金及び預金	3,328
合計	3,328

9. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
売掛金	269
未収入金	3
その他	0
貸倒引当金	2
合計	270

10. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
商品及び製品	1
仕掛品	1
原材料	0
合計	2

費用として認識された棚卸資産の金額は、当連結会計年度において1,353百万円であります。
また、費用として認識された棚卸資産の評価減の金額はありません。

11. その他の金融資産

(1) その他の金融資産の内訳

その他の金融資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
貸付金	9
その他	1
貸倒引当金	4
合計	6
流動資産	5
非流動資産	1
合計	6

デリバティブ資産は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(ヘッジ会計が適用されているものを除く)、株式はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、定期預金は償却原価で測定する金融資産にそれぞれ分類しております。

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値等は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
市場性のある株式	-
市場性のない株式	2
合計	2

株式は主に政策投資目的で保有しているため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

12. その他の資産

その他の資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
その他の流動資産	
前払費用	46
仮払金	28
その他	1
合計	76
その他の非流動資産	
長期前払費用	2
敷金及び保証金	113
出資金	11
合計	126

13. 有形固定資産

(1) 増減表

有形固定資産の帳簿価格の増減、取得原価並びに減価償却累計額及び減損損失累計額は以下のとおりであります。

帳簿価額

(単位：百万円)

	土地	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具器具及び備品	その他	合計	使用権資産
2024年4月1日	-	4	-	0	-	4	48
取得	-	0	4	2	12	20	33
企業結合による取得	7	53	0	7	64	132	331
売却又は処分	-	0	-	0	-	0	-
減価償却費	-	1	0	1	8	12	64
連結範囲の変更による減少	-	-	-	-	68	68	39
在外営業活動体の換算差額	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
2025年3月31日	7	56	5	8	-	76	309

(注) 有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

取得原価

(単位：百万円)

	土地	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具器具及び備品	その他	合計	使用権資産
2025年3月31日	7	75	16	67	-	166	724

減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	土地	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具器具及び備品	その他	合計	使用権資産
2025年3月31日	-	19	11	58	-	89	415

(2) 減損損失

該当事項はありません。

14. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減並びに帳簿価額は以下のとおりであります。

帳簿価格

(単位：百万円)

	のれん	無形資産		
		ソフトウェア	その他	合計
2024年4月1日	-	0	1	2
取得	-	18	-	18
企業結合による取得	1,844	101	0	101
減価償却費	-	12	-	12
連結範囲の変更による減少	134	-	-	-
その他	-	-	-	-
2025年3月31日	1,710	107	1	108

取得原価

(単位：百万円)

	のれん	無形資産		
		ソフトウェア	その他	合計
2025年3月31日	1,710	230	1	232

償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	のれん	無形資産		
		ソフトウェア	その他	合計
2025年3月31日	-	123	-	123

(注) 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

(2) 減損損失

該当事項はありません。

15. 非金融資産の減損

のれんの減損

企業結合で生じたのれんは、取得日に企業結合から利益がもたらされる資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

のれんの帳簿価額のセグメント別内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
SaaS事業	1,562
その他	147
合計	1,710

当社グループは、のれんについて、每期及び減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

のれんの使用価値は、過去の経験及び外部からの情報を反映し、経営者が承認した今後5年度分の事業計画と成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位又は資金生成単位グループの税引前加重平均資本コストを基礎とした割引率5.0%により現在価値に割引いて算定しています。事業計画の対象期間を超える将来キャッシュ・フロー予測を推定するために適用した成長率は、将来の不確実性を考慮し、ゼロと仮定して計算しています。

減損テストに使用した主要な仮定が変更された場合には減損が発生するリスクがありますが、使用価値は当該資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額を十分に上回っており、減損テストに使用した主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、使用価値が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しております。

16. 持分法で会計処理されている投資

(1) 関連会社に対する投資

個々には重要性がない関連会社に対する投資の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
帳簿価額合計	405

個々には重要性がない関連会社の当期包括利益の持分取込額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
当期利益に対する持分取込額	-
その他の包括利益に対する持分取込額	-
当期包括利益に対する持分取込額	-

17. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳及び増減は以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	2024年 4月1日	純損益を通 じて認識	その他の包 括利益にお いて認識	企業結合	その他	2025年 3月31日
繰延税金資産						
退職給付に係る負債	-	0	-	-	-	0
引当金	-	0	-	-	-	0
税務上の繰越欠損金	-	80	-	-	-	80
リース債務	-	38	-	1	-	39
その他	-	17	-	-	-	17
合計	-	136	-	1	-	138
繰延税金負債						
固定資産	16	7	-	91	-	100
有価証券	-	202	0	-	1	201
その他	-	1	0	3	-	2
合計	16	193	0	94	1	304

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
将来減算一時差異	520
税務上の繰越欠損金	239
合計	759

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効予定は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年目	-
2年目	0
3年目	-
4年目	22
5年目以降	216
合計	239

(2) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
当期税金費用	118
繰延税金費用	57
合計	175

法定実効税率と平均実際負担税率との差異要因は以下のとおりであります。

(単位：%)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
法定実効税率	30.6
課税所得計算上減算されない費用	0.0
関係会社株式売却益	6.0
有価証券評価益	2.2
未認識の繰延税金資産	10.9
持分法投資損益	-
その他	0.8
平均実際負担税率	12.4

当社グループは、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、当連結会計年度において30.6%であります。

(3) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は2025年4月からの新株予約権の行使により資本金が1億円超となり、法人事業税の外形標準課税が適用となります。これに伴い2026年3月期の繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は34.59%から30.62%に変更しております。

また、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。これらの法定実効税率の変更に伴う影響は軽微です。

18. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
支払手形	
買掛金	19
未払金	78
その他	
合計	97

19. 社債及び借入金

(1) 金融負債の内訳

「社債及び借入金」及び「リース負債」の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	411	1.7	
1年内返済予定の長期借入金	36	1.6	
長期借入金	189	1.1	2026年～ 2033年
短期リース負債	137	1.7	
長期リース負債	192	1.7	2025年～ 2029年
合計	966	-	-
流動負債	584	-	-
非流動負債	382	-	-
合計	966	-	-

(注) 「社債及び借入金」は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

(2) 担保に供している資産

社債及び借入金の担保に供している資産は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
土地	7
建物及び構築物	0
合計	7

対応する債務は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
長期借入金	85
合計	85

20. リース

当社グループは、借手として、主として通信機器事業における建物及び構築物、ホストコンピュータ及びコンピュータ端末機（「機械装置及び運搬具」、「工具器具及び備品」）を賃借しております。契約期間は、6年～9年であります。なお、重要な購入選択権、エスカレーション条項及びリース契約によって課された制限（配当、追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。

リースに係る損益及びキャッシュ・フローは以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
使用権資産の減価償却費	
建物及び構築物	33
機械装置及び運搬具	0
工具器具及び備品	31
合計	64
リース負債に係る金利費用	2
少額資産リース費用	0
リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額	2

使用権資産の帳簿価額の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
使用権資産	
建物及び構築物	288
機械装置及び運搬具	0
工具器具及び備品	20
合計	309

当連結会計年度における使用権資産の増加額は33百万円であります。

リース負債の満期分析については、注記「34. 金融商品 (4) 流動性リスク管理」に記載しております。

21. 従業員給付

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度を採用しており、ほぼすべての従業員が対象となっております。確定給付制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

(1) 確定給付制度

確定給付制度債務及び制度資産の調整表

確定給付制度債務及び制度資産と連結財政状態計算書で認識した金額との関係は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非積立型の確定給付制度債務の現在価値	91
確定給付負債及び資産の純額	91
連結財政状態計算書上の金額	
退職給付に係る負債	91
連結財政状態計算書に計上された退職給付に係る負債及び資産の純額	91

確定給付制度債務の現在価値の調整表

確定給付制度債務の現在価値の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2024年4月1日 至2025年3月31日)
確定給付制度債務の現在価値の期首残高	79
当期勤務費用	14
利息費用	0
再測定	
財務上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	1
確定給付制度債務の現在価値の期末残高	91

確定給付制度債務の加重平均デュレーションは、当連結会計年度において5年であります。

主な数理計算上の仮定

数理計算に用いた主な仮定は以下のとおりであります。

(単位：%)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
割引率	1.3

(2) 従業員給付費用

当連結会計年度における連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれる従業員給付費用の合計額は14百万円であります。

22. 引当金

引当金の内訳及び増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	退職給付に係る 負債	資産除去債務	有給休暇引当金	その他の引当金	合計
2024年4月1日	79	3	7	9	99
期中増加額	14	-	48	10	73
割引計算の期間利息費用	0	0	-	-	0
期中減少額(目的使用)	3	-	-	-	3
期中減少額(戻入)	1	-	55	9	67
企業結合	2	30	40	-	74
2025年3月31日	91	34	40	10	177

引当金の連結財政状態計算書における内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
流動負債	51
非流動負債	126
合計	177

資産除去債務には、当社グループが使用する賃借事務所・建物等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これらの費用は、事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間経過後に支払われると見込んでおりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

有給休暇引当金は、従業員の年次有給休暇の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。

23. その他の負債

その他の負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
その他の流動負債	
未払消費税等	39
その他の未払費用	13
その他	16
合計	68

24. 資本及びその他の資本項目

(1) 授権株式数及び発行済株式総数

授権株式数及び発行済株式総数の増減は以下のとおりであります。

(単位：株)

	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
授権株式数	
普通株式	18,000,000
発行済株式総数	
期首残高	8,902,600
期中増減	-
期末残高	8,902,600

(注) 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済みとなっております。

(2) 自己株式

自己株式数及び残高の増減は以下のとおりであります。

	株式数 (株)	金額 (百万円)
2024年4月1日	303,230	196
期中増減(注)	720,845	638
2025年3月31日	1,024,075	834

(注) 期中増減の主な要因は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

(3) 資本剰余金

日本における会社法(以下「会社法」という。)では、株式の発行に対しての払込み又は給付の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。また、会社法では、資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(4) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

(5) その他の資本の構成要素

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額であります。

確定給付制度の再測定

確定給付制度債務に係る数理計算上の差異、制度資産に係る収益(利息収益に含まれる金額を除く)及び資産上限額の影響(利息収益に含まれる金額を除く)の変動額であります。

25. 配当金

配当金の支払額は以下のとおりであります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものは以下のとおりであります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

26. 売上収益

(1) 収益の分解

主たる地域市場及び収益認識の時期による収益の分解と報告セグメントとの関連は以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	金融ソリューション事業	SaaS事業	情報通信関連事業		
顧客との契約から認識した収益	506	380	1,379	146	2,412
その他の源泉から認識した収益	675	-	-	-	675
合計	1,182	380	1,379	146	3,088

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	261
契約資産	8
契約負債	345

契約資産は、受託開発について、期末日現在で進捗度に基づいて認識した収益にかかる未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った対価であります。契約負債は、履行義務を充足した時点で収益の認識に伴い取り崩されます。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、収益認識の予想期間が1年を超える取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

27. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
従業員給付費用	310
減価償却費及び償却費	68
旅費交通費	15
広告宣伝費	27
支払手数料	231
その他	286
合計	941

28. その他の収益及び費用

その他の収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
関係会社株式売却益	896
雑収入	12
その他	111
合計	1,020

その他の費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
雑損失	9
その他	2
合計	12

29. 金融収益及び金融費用

金融収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
受取利息	1
その他	0
合計	1

金融費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
支払利息	9
合計	9

30. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び純損益への組替調整額、並びに税効果の影響は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	
当期発生額	0
税効果額	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	0
確定給付制度の再測定	
当期発生額	1
税効果額	0
確定給付制度の再測定	1
その他の包括利益合計	1

31. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	668
当期利益調整額(百万円)	-
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益(百万円)	668
加重平均普通株式数(千株)	7,912
普通株式増加数	
新株予約権(千株)	140
希薄化後の加重平均普通株式数(千株)	8,052
基本的1株当たり当期利益(円)	84.49
希薄化後1株当たり当期利益(円)	83.01

32. キャッシュ・フロー情報

財務活動から生じた負債の変動

財務活動から生じた負債の変動は以下のとおりであります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	2024年 4月1日	キャッシュ ・フローを 伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動				2025年 3月31日
			連結範囲 の変動	為替変動	新規リース	その他	
短期借入金	-	101	512	-	-	36	447
長期借入金	-	371	597	-	-	36	189
リース負債	52	71	291		56	-	329
合計	52	544	1,402	-	56	-	966

33. 株式に基づく報酬

(1) 株式に基づく報酬制度の内容

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により付与しております。当社が発行するストック・オプションは、全て持分決済型株式報酬であります。また、第1回ストック・オプションは、ミライドア株式会社(旧 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社)が同社の役員に対して発行したストック・オプションのうち、株式移転により当社を設立した日(2024年10月1日)現在、行使又は消却されていないストック・オプションに係る義務を当社が承継したものです。

当社が発行しているストック・オプションの内容は、以下のとおりであります。

	付与数(株)	付与日	行使期限	権利確定条件
第1回	1,024,000	2024年7月31日	2029年7月16日	(注)

(注) 本新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、次の(ア)乃至(ウ)に掲げる事由を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

(ア) 本新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他これに準ずる地位として当社が認める地位を有していること。

(イ) 権利行使時において、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。

(ウ) 2025年3月期より2028年3月期に一度以上、通期連結決算において営業利益5億円以上を達成していること。

(2) スtock・オプションの数及び加重平均行使価格

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	-	-
付与	1,024,000	770
行使	-	-
失効	-	-
満期消滅	-	-
期末未行使残高	1,024,000	770
期末行使可能残高	-	-

(3) 期中に付与されたStock・オプションの公正価値及び仮定

期中に付与されたStock・オプションの加重平均公正価値は、以下の前提条件に基づき、モンテカルロ・シミュレーションを用いて評価しております。

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	第1回Stock・オプション
付与日の加重平均公正価値(円)	1.72
付与日の株価(円)	779
行使価格(円)	770
予想ボラティリティ(%) (注)	48.88
予想残存期間(年)	5
予想配当(%)	0
リスクフリー・レート(%)	0.60

(注) 予想ボラティリティは、予想残存期間に対応する直近の株価実績に基づき算定しております。

(4) 株式報酬費用

連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれている株式報酬費用計上額は、当連結会計年度において114百万円であります。

34. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、ネット有利子負債（有利子負債の金額から現金及び現金同等物を控除したもの）、親会社所有者帰属持分比率及び親会社所有者帰属持分当期利益率であります。

当社グループのネット有利子負債、親会社所有者帰属持分比率及び親会社所有者帰属持分当期利益率は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有利子負債（百万円）	966
現金及び現金同等物（百万円）	3,328
ネット有利子負債（差引）（百万円）	2,362
親会社所有者帰属持分比率（％）	61.8
親会社所有者帰属持分当期利益率（％）	14.5

これらの指標については、経営者に定期的に報告され、モニタリングしております。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社グループは、デリバティブ取引を為替変動リスク又は金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(3) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

また、デリバティブ取引については、信用度の高い金融機関等とのみ取引を行っており、信用リスクに及ぼす影響は限定的であります。

なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結財務諸表に表示されている金融資産の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに係るエクスポージャーの最大値であります。

信用リスクに係るエクスポージャーに関し、担保として保有する物件及びその他の信用補完するものはありません。

なお、重要な信用リスクが当初認識後に著しく増加した金融資産及び信用減損金融資産はないため、金融商品の信用リスクの区分ごとの帳簿価額の記載は省略しています。

当社グループでは、営業債権及び契約資産とそれ以外の債権に区分して貸倒引当金を算定しております。

いずれの債権についても、その全部又は一部について回収ができず、または回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。

また、支払遅延の原因が一時的な資金需要によるものではなく、債務者の重大な財政的困難等に起因するものであり、債権の回収可能性が特に懸念されるものであると判断された場合には、信用減損が発生しているものと判定しております。

当社は、営業債権について全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しておりますが、貸倒引当金の金額は重要性がないため、増減等の記載は省略しております。

(4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

金融負債（デリバティブ金融商品を含む）の期日別残高は以下のとおりであります。

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	111	111	111					
短期借入金	411	411	411					
長期借入金（注）2	225	232	57	54	53	33	16	17
リース負債	329	356	158	116	72	7	2	-
合計	1,077	1,111	738	170	125	41	18	17

（注）1. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

2. 1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(5) 為替リスク管理

当社グループの為替リスクに晒されている金融商品の残高は僅少であり、為替リスクの影響は軽微であるため、為替変動リスクの感応度分析の開示は省略しております。

(6) 金利リスク管理

当社グループは、事業活動を進める上で、運転資金及び設備投資等に必要となる資金を調達しております。これら調達の一部は変動金利であることから、市場金利の変動により将来キャッシュ・フローが変動するリスクに晒されています。長期の資金調達においては、金利市場の動向により、変動金利と固定金利のバランスを考慮して決定しており、短期の資金調達においては、原則として変動金利としております。変動金利の現状及び見通しについて、金利変動の継続的なモニタリングを行っております。

金利感応度分析

各報告期間において、金利が1%上昇した場合に、連結損益計算書の税引前利益に与える影響は以下のとおりであります。

ただし、本分析においては、その他の変動要因（残高、為替レート等）は一定であることを前提としております。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
税引前利益	4

(7) 市場価格の変動リスク管理

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる株価の変動リスクに晒されております。

この変動リスクを管理するため、定期的に公正価値や発行体の財務状況等を把握し、必要に応じて保有状況を見直しています。

各報告期間において、保有する資本性金融商品の市場価格が10%変動した場合に、税引前利益に与える影響は以下のとおりであります。

ただし、本分析においては、その他の変動要因は一定であることを前提としております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
税引前利益への影響額	84

(8) 金融商品の公正価値

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券、その他の金融資産、投資有価証券)

活発な市場の取引価格が入手できる場合は、当該取引価格を使用して公正価格を測定しております。

非上場株式等の市場価格のない場合においては、割引将来キャッシュ・フロー、類似業種比較、収益性や純資産に基づく評価モデル等により適切に評価し公正価格を測定しております。

当社グループが管理・運営する投資事業組合からの投資先においては、投資先の信用リスクや財務状況等の継続的なモニタリングにより評価基準に基づき評価しております。

(社債及び借入金)

固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引く方法により測定しております。

変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、公正価格は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

短期間で決済されるものは、公正価格は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融負債		
長期借入金	189	185
合計	189	185

(注) 長期借入金及び社債の公正価値はレベル2に分類しております。

公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
営業投資有価証券	578	-	192	771
投資有価証券	282	-	53	335
合計	860	-	246	1,107

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。各年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

評価プロセス

レベル3に分類された金融商品については、経営管理部門責任者により承認された評価方針及び手続きに従い、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は経営管理部門責任者によりレビューされ、承認されております。

レベル3に分類された金融商品に関する定量的情報

レベル3に分類される金融商品は、主に非上場株式であります。

非上場株式の公正価値の測定は、入手可能なデータより評価基準に基づき適切に評価し公正価値を測定しております。その結果については、適切な責任者により承認しております。

レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された金融商品の期首から期末までの変動は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	133
利得及び損失合計	30
純損益(注)1	30
その他の包括利益	-
購入	11
売却	19
レベル3からの振替	-
その他(注)2	150
期末残高	246
報告期間末に保有している資産について純損益に 計上された当期の未実現損益の変動(注)1	30

(注)1. 連結損益計算書の「投資収益」、「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。

2. その他は、企業結合による増加であります。

3. 公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。

35. 重要な子会社

(1) 重要な子会社

重要な子会社については、「第1 企業の概況」の「4.関係会社の状況」をご参照ください。

(2) 支配の喪失に至らない子会社に対する親会社の所有持分の変動

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

36. 関連当事者

関連当事者との取引

該当事項はありません。

37. 偶発債務

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社グループにおいて、重要な偶発債務はありません。

38. 後発事象

(新株予約権の行使)

当社が2025年3月28日開催の取締役会において決議した第2回新株予約権の行使が2025年5月22日に完了いたしました。権利行使の概要は以下のとおりであります。

新株予約権の名称	第2回新株予約権
発行する株式の種類	普通株式
行使新株予約権個数	8,000個
交付株式数	800,000株
行使価額総額	981百万円
資本金増加額 1、2	491百万円
資本剰余金増加額 1、2	491百万円

1. 資本金増加額、資本剰余金増加額には新株予約権の振替額が含まれております。
2. 上記の新株予約権行使による新株発行の結果、発行済株式総数は9,702,600株、資本金は591百万円、資本剰余金は3,045百万円となりました。

(株式取得に関する基本合意書の締結)

当社は2025年5月14日開催の当社取締役会において、株式会社エデン（以下、「対象会社」といいます。）の株式を取得し子会社化することについての基本合意書（以下、「本基本合意書」といいます。）を締結することを決議いたしました。

1. 本基本合意書締結の理由

当社は、有価証券と並ぶ投資対象として暗号資産投資事業に進出いたしました。当該暗号資産関連事業のうち、暗号資産交換業者としての登録を要する「プロ投資家向けトークン販売事業」と「IE0事業」について、対象会社が金融庁認可（以下、「本認可」）の取得手続き中であり、また、取得可能性が高い旨の説明を対象会社の株主である石川英治氏（以下、「本売主」）から受けたことから、これまで以上の事業領域拡大を図ることが可能になると考えたためであります。

2. 本基本合意書及び本基本合意書の相手先の概要

当社と本売主は、本基本合意書に基づき、以下のとおり段階的に対象会社の株式取得（子会社化）を行います。

(1) 本基本合意書締結日以降、当社が対象会社に対する買収監査を速やかに行い、買収監査報告書の内容について当社が本売主と協議を要すると判断する事項がない限り、株式譲渡契約（以下、「本契約」）を締結し、本売主は対象会社株式（発行済株式総数：1,000株）のうち333株を当社に譲渡し、当社は本売主にその譲渡対価として金1,000万円を支払う。ただし、本契約の前提条件として、対象会社が一般社団法人日本暗号資産取引業協会（以下、「JVCEA」）の第二種会員になることとする。

(2) 対象会社が本登録を完了し、且つJVCEAの第一種会員の取得ができ次第、本売主は対象会社株式のうち667株を当社に譲渡し、当社は本売主にその譲渡対価として金2億9,000万円を支払う。

なお、対象会社が、JVCEA 第二種会員、第一種会員及び暗号資産交換業登録等を行う際に要する費用については、対象会社が費用を負担するものとする。ただし、登録等が完了するまでの資金負担は本売主が対象会社へ融資することで行い、登録等が完了後は当社が対象会社へ資金注入（融資又は増資引受）することで本売主から対象会社への融資を即時返済するものとする。

本売主及び当社は、上記(1)記載の譲渡完了後、一定期間を経てもなお本登録が叶わず、当社が本登録の可能性が極めて低いと判断した場合には、上記(1)の反対取引を行うこととする。

なお、譲渡対価については、2025年4月18日付「資金の借入に関するお知らせ」にて開示の株式会社ショーケースからのM&A資金等を資金使途とした借入金の一部より支払う予定です。

また、本売主は、本基本合意書締結日以降において、当社に暗号資産に関する顧客（以下、「本件顧客」）を紹介することができ、当社および当社のグループ会社は、本件顧客との取引により収益を獲得した場合、本売主に対して、本件顧客との取引内容に応じて当社と本売主が協議の上で都度定める紹介料を支払うものとしします。

本基本合意書の相手先の概要		
氏名	石川 英治	
住所	東京都目黒区	
職業の内容	勤務先の名称	株式会社エデン
	本店の所在地	東京都品川区上大崎2丁目15番2号
	事業の概要	ブロックチェーン技術に関するコンサルティング及びシステムの販売
当社と株式取得の相手先との間の関係		
株式取得の相手先が保有している当社の株式数	-	
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。	

対象会社の概要				
1	名 称	株式会社エデン		
2	所 在 地	東京都品川区上大崎2丁目15番2号		
3	代表者の役職・氏名	代表取締役 石川 英治		
4	事業内容	ブロックチェーン技術に関するコンサルティング及びシステムの販売		
5	資 本 金	10,000 千円 (2024年10月現在)		
6	設 立 年 月 日	2017年10月		
7	大株主及び持株比率	石川 英治 100%		
8	当社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
		人的関係	該当事項はありません。	
		取引関係	該当事項はありません。	
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決 算 期	2022年10月期	2023年10月期	2024年10月期
	純 資 産	11,092千円	11,174千円	10,836千円
	総 資 産	12,816千円	11,284千円	11,236千円
	1株当たり純資産	55,463円	55,870円	54,182円
	売 上 高	2,640千円	1,155千円	450千円
	営業利益(損失)	223千円	191千円	267千円
	経常利益(損失)	223千円	191千円	267千円
	当期純利益(損失)	104千円	81千円	337千円
	1株当たり当期純利益(損失)	522円	406円	1,687円
	1株当たり配当金	-	-	-

3. 今後の見通し

本件による当社の連結業績への影響(対象会社の連結子会社化による「プロ投資家向けトークン販売事業」と「IE0事業」の開始に伴う影響を含む)については、現在精査中であり、今後公表すべき事実が生じた場合には、速やかに開示いたします。

39. 初度適用

当社グループは、IFRS会計基準への移行日を2024年4月1日とし、当連結会計年度からIFRS会計基準に準拠した連結財務諸表を開示しております。当社は2024年10月1日設立のため、日本基準に準拠して作成された直近の連結財務諸表は、単独株式移転により当社の完全子会社となったミライドア株式会社（旧 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社）の2024年3月31日に終了する連結会計年度にかかるものであり、当該連結財務諸表を引き継いで作成しております。

(1) IFRS第1号の免除規定

IFRS会計基準では、IFRS会計基準を初めて適用する会社（以下、「初度適用企業」という。）に対して、原則として、IFRS会計基準で要求される基準を遡及して適用することを求めています。ただし、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」（以下、「IFRS第1号」という）では、IFRS会計基準で要求される基準の一部について遡及適用を禁止する強制的な例外規定と任意に免除規定を適用するものを定めております。これらの規定の適用に基づく影響は、IFRS会計基準移行日において利益剰余金、又はその他の資本の構成要素で調整しております。当社グループが日本基準からIFRS会計基準へ移行するにあたり、採用した免除規定は以下のとおりであります。

・企業結合

初度適用企業は、IFRS会計基準移行日以前に行われた企業結合に対して、IFRS第3号「企業結合」（以下、「IFRS第3号」という。）を遡及適用しないことを選択することが認められております。当社グループは、当該免除規定を適用し、移行日以前に行われた企業結合に対して、IFRS第3号を遡及適用しないことを選択しております。この結果、移行日以前の企業結合から生じたのれんの額については、日本企業に基づく移行日時点での帳簿価額によっております。

なお、のれんについては、減損の兆候の有無に関わらず、移行日時点で減損テストを実施してまいります。

・リース

IFRS第1号では、初度適用企業は、契約にリースが含まれているか否かの評価をIFRS会計基準移行日時点で判断することが認められております。当社グループは、当該免除規定を適用し、移行日時点で存在する事実と状況に基づいて、契約にリースが含まれているかを判断しております。

IFRS第1号では、借手リースにおけるリース負債及び使用権資産を認識する際に、IFRS会計基準移行日時点で測定することが認められております。当社グループは、リース負債をIFRS会計基準移行日現在で測定しており、当該リース負債について、残りのリース料をIFRS会計基準移行日現在の借手の追加利率で現在価値に割り引いて測定を行っております。また、使用権資産は、リース負債と同額としております。なお、リース期間がIFRS会計基準移行日から12ヶ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについて、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

・以前に認識した金融商品の指定

IFRS第1号では、移行日時点に存在する事実及び状況に基づき資本性金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定することが認められております。

当社グループは、移行日時点で存在する事実及び状況に基づき、一部の資本性金融資産についてその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定しております。

・みなし原価

IFRS第1号では、有形固定資産にIFRS移行日現在の公正価値を当該日現在のみなし原価として使用することが認められております。当社グループは、一部の有形固定資産について、移行日現在の公正価値を当該日におけるIFRS上のみなし原価として使用しております。

・有形固定資産の原価に算入される廃棄負債

IFRS第1号では、移行日以前に生じた有形固定資産の原価に算入される廃棄、原状回復及びそれらに類似する負債の特定の変動に関しては、移行日時点で負債を測定し、負債が最初に発生した時点で原価に算入されていたであろう金額を発生時点まで負債を割り引いて見積り、これを資産の耐用年数の現在見積りを基に企業が採用する減価償却方針を用いて当該金額の減価償却累計額を算定することを認められております。

当社グループは、この免除規定を選択して、負債及び減価償却累計額を算定しております。

(2) IFRS第1号の強制的な例外規定

IFRS第1号では、「見積り」、「金融資産及び金融負債の認識の中止」、「ヘッジ会計」、「非支配持分」及び「金融商品の区分及び測定」等について、IFRS会計基準の遡及適用を禁止しております。当社グループは、これらの項目について移行日より将来に向かって適用しております。

(3) 日本基準からIFRSへの調整表

当社は2024年10月1日設立のため、前連結会計年度以前に係る比較情報がないため調整表の記載は省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

		中間連結会計期間	当連結会計年度
売上収益	(百万円)	-	3,088
税引前利益	(百万円)	-	1,419
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	-	668
基本的1株当たり当期利益	(円)	-	84.49

(注) 当社は2024年10月1日設立のため、中間連結会計期間の半期情報については記載しておりません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

		当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		166
前払費用		2
その他		0
流動資産合計		169
固定資産		
有形固定資産		
建物		2
工具、器具及び備品		0
有形固定資産合計		3
投資その他の資産		
関係会社株式・出資金		6,241
長期貸付金		130
敷金及び保証金		0
繰延税金資産		7
投資その他の資産合計		6,379
固定資産合計		6,382
資産合計		6,551

(単位：百万円)

当事業年度
(2025年3月31日)

負債の部	
流動負債	
未払金	7
未払費用	8
未払法人税等	2
未払消費税等	3
預り金	1
賞与引当金	0
流動負債合計	24
固定負債	
長期借入金	2,700
退職給付引当金	5
固定負債合計	2,705
負債合計	2,730
純資産の部	
株主資本	
資本金	100
資本剰余金	
その他資本剰余金	4,541
資本剰余金合計	4,541
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	104
利益剰余金合計	104
自己株式	832
株主資本合計	3,705
新株予約権	115
純資産合計	3,821
負債純資産合計	6,551

【損益計算書】

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
売上高	
コンサルティング収入	120
売上高合計	120
売上総利益	120
販売費及び一般管理費	
支払手数料	23
役員報酬	25
給料及び手当	136
賞与引当金繰入額	0
退職給付費用	0
法定福利費	4
福利厚生費	0
減価償却費	0
賃借料	11
消耗品費	0
広告宣伝費	0
その他	17
販売費及び一般管理費合計	219
営業損失()	99
営業外収益	
受取利息	0
雑収入	2
営業外収益合計	2
営業外費用	
支払利息	9
自己株式手数料	0
新株予約権発行費	2
営業外費用合計	12
経常損失()	109
税引前当期純損失()	109
法人税、住民税及び事業税	2
法人税等調整額	7
当期純損失()	104

【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100	4,541	4,541	-	-	714	3,927
当期変動額							
当期純損失（ ）				104	104		104
自己株式の取得						117	117
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	104	104	117	222
当期末残高	100	4,541	4,541	104	104	832	3,705

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1	3,929
当期変動額		
当期純損失（ ）		104
自己株式の取得		117
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	114	114
当期変動額合計	114	107
当期末残高	115	3,821

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産は(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～14年

工具、器具及び備品 5～14年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により算定した額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の収益は子会社からの経営指導料となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた経営にかかわる管理・指導を行うことが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識することとしております。

5 グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度計上額

関係会社株式 6,241百万円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式は、株式の実質価額が著しく低下している場合、当該会社の事業計画に基づく業績を踏まえ回復可能性を評価しています。事業計画については経済環境の変動に係るリスク等により、翌事業年度以降において結果が大きく異なることがあります。実績が異なった場合、経営成績等に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりです。

当事業年度
(2025年3月31日)

長期金銭債権	130百万円
長期金銭債務	2,700百万円

(損益計算書関係)

各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

営業取引	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
売上高	120百万円
販売費及び一般管理費	2百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	5,831
関連会社株式	409

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産	
退職給付引当金否認額	0百万円
賞与引当金否認額	0百万円
株式報酬費用否認額	39百万円
その他	0百万円
繰延税金資産小計	40百万円
評価性引当額小計	32百万円
繰延税金資産の合計	7百万円

2 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は2025年4月からの新株予約権の行使により資本金が1億円超となり、法人事業税の外形標準課税が適用となります。これに伴い2026年3月期の繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は34.59%から30.62%に変更しております。

また、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。これらの法定実効税率の変更に伴う影響は軽微です。

(企業結合等関係)

1 取得による企業結合

連結財務諸表注記「7.企業結合」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2 事業分離(子会社株式の譲渡)

連結財務諸表注記「7.企業結合」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は注記事項「(重要な会計方針)4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)
(多額の資金の借入)

当社は、M&A資金等として、2025年4月18日開催の取締役会にて当社の連結子会社である株式会社ショーケースより以下のとおり資金の借入を行うことを決議し、2025年4月21日に資金の借入を行っております。

1	借入先	株式会社ショーケース
2	借入金額	10億円
3	資金使途	M&A資金等
4	借入利率	年1.0% (固定)
5	遅延損害金の約定利率	年14.6%
6	契約日	2025年4月18日
7	借入実行日	2025年4月21日
8	借入期間	1年以内
9	返済方法	期日一括返済
10	担保の有無	無

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	-	3	-	3	0	0	2
工具、器具及び備品	-	0	-	0	0	0	0
有形固定資産計	-	3	-	3	0	0	3

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	-	0	-	-	0
退職給付引当金	-	5	-	-	5

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
関係会社長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く)	-	2,700	1.0	2034年10月
合計	-	2,700	1.0	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 関係会社長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の返済期限については、2034年10月に借入金残金の全額を返済するものとしております。

3. 関係会社長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における返済予定額はありませぬ。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

株式移転により当社の完全子会社となったミライドア株式会社(旧 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社)の最近2事業年度に係る財務諸表は、資本金が5億円未満のため記載しておりませぬ。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	3月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	9月30日・3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内で発行される日本経済新聞に掲載して行います。 https://aifcg.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付書類	2024年5月20日 関東財務局長に提出
有価証券届出書（通常方式）及びその添付書類	2025年3月28日 関東財務局長に提出

(2) 有価証券届出書の訂正届出書及びその添付書類

2024年5月20日提出の有価証券届出書の訂正届出書	2024年6月21日 関東財務局長に提出
2024年5月20日提出の有価証券届出書の訂正届出書	2024年8月1日 関東財務局長に提出
2024年5月20日提出の有価証券届出書の訂正届出書	2024年8月29日 関東財務局長に提出
2025年3月28日提出の有価証券届出書の訂正届出書	2025年3月28日 関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書	2024年12月13日 関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書	2025年1月30日 関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19号の規定に基づく臨時報告書	2025年2月28日 関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書	2025年3月28日 関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書	2025年6月10日 関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書の訂正報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づいて2025年3月28日に提出した臨時報告書に係る、訂正臨時報告書	2025年3月28日 関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づいて2025年3月28日に提出した臨時報告書に係る、訂正臨時報告書	2025年3月28日 関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19号の各規定に基づいて2025年2月28日に提出した臨時報告書に係る、訂正報告書	2025年5月15日 関東財務局長に提出

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2024年11月1日 至 2024年11月30日）

2024年12月5日
関東財務局長に提出

報告期間（自 2024年12月1日 至 2024年12月31日）

2025年1月9日
関東財務局長に提出

報告期間（自 2025年1月1日 至 2025年1月31日）

2025年2月6日
関東財務局長に提出

報告期間（自 2025年2月1日 至 2025年2月28日）

2025年3月6日
関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月19日

AIフュージョンキャピタルグループ株式会社

取締役会 御中

HLB Meisei 有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 隆伸

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAIフュージョンキャピタルグループ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準に準拠してAIフュージョンキャピタルグループ株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

企業結合及び企業分離に係る会計処理の妥当性)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、「AIを活用した事業モデル変革を図る企業」を中心とする企業群への直接投資を行っており、今後もシナジー効果の見込める企業のM&Aを積極的に取り組んでいくこととしている。</p> <p>2024年7月18日にTHE FREE AGENT LAB株式会社、11月18日に株式会社河合青果、12月19日に株式会社ショーケース株式を取得し連結子会社化、2025年3月3日に株式会社ラバブルマーケティングを取得し持分法適用会社化した。</p> <p>注記事項（会計方針に係る事項）に記載されているとおり、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値による認識額を控除した額として当初測定し、当連結会計年度末の連結貸借対照表におけるのれんは1,710百万円である。</p> <p>会社は2025年2月28日付で株式譲渡契約を締結、3月25日にReYuu Japan株式会社の株式の一部を譲渡し、関係会社株式売却益896百万円を計上している。</p> <p>以上から、企業結合及び企業分離に係る取引実態の理解とそれに基づく会計処理に誤りが生じた場合、連結財務諸表に与える影響が大きいこと、かつ当該取引は金額定重要性が高いことから、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、企業結合及び企業分離に係る会計処理及びの妥当性に関して、主として以下の手続きを実施した。</p> <p>(1) 関連会社株式の取得・売却に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>・自己投資に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 取得の目的</p> <p>・取引の内容、取得・譲渡に係る経緯について経営者に対して質問するとともに、取締役会議事録等関連資料を閲覧し、取引の経済合理性について評価した。</p> <p>(3) 取得原価の検討</p> <p>・取得取引を検証するために、株式譲渡契約書、株式総数引受契約書、公開買付報告書及び出金証憑を閲覧した。</p> <p>・株式価値算定書、財務調査報告書を閲覧し、取得価格の妥当性を検証した。</p> <p>・取得時、受け入れた資産及び引き受けた負債のうち、みなし取得日時時点で識別可能なものに対して時価を基礎として配分し、取得原価と取得原価の配分額との差額の配分処理を適切に行っていることを確かめるとともに、のれんの計上額の適切性を検証した。</p> <p>(4) 売却益の検討</p> <p>・売却取引を検証するために、株式譲渡契約書を閲覧し、入金記録を確認した。</p> <p>・連結上の簿価を再計算し、売却益の計上額の正確性を確認した。</p>

ReYuu Japan株式会社における商品売上高の期間帰属及び実在性の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当連結会計年度の売上高は、連結損益計算書に記載のとおり、3,088百万円である。このうち、ReYuu Japan株式会社（以下「ReYuu Japan」という。）の商品売上高は、1,379百万円である。</p> <p>ReYuu Japanは、リユース関連事業における商品の販売について、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識している。</p> <p>ReYuu Japanの商品売上高が連結売上高に占める割合は、44%程度の構成比となり、商品売上高への依存度が高く、また売上高は経営者及び連結財務諸表利用者にとって重要な経営指標と考えられる。</p> <p>そのためReYuu Japanの商品売上高の期間帰属及び実在性を誤った場合、連結財務諸表に与える影響は重要であると想定される。</p> <p>以上から、当監査法人はReYuu Japanにおける商品売上高の期間帰属及び実在性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人（構成単位の監査人含む）は、ReYuu Japanの商品売上高の期間帰属及び実在性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 販売プロセスに関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。これには顧客からの注文に基づき商品が引き渡されたこと及び売上計上の根拠となる証憑を確認する内部統制監査が含まれる。</p> <p>(2) 一定の基準により抽出した特定の得意先に対する売掛金の残高確認を実施した。</p> <p>(3) 計上金額及び計上時期の妥当性を検討するため、売上取引については一定の基準により抽出した取引を対象に、顧客の注文書、納品履歴、宅配業者の出荷取引書、入金証憑等の関連証憑と突合した。</p> <p>(4) 構成単位の監査人が実施した監査手続及び結論についての理解及び評価を実施した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとして判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬の額は16百万円であり、非監査業務に基づく報酬の額はありません。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月19日

AIフュージョンキャピタルグループ株式会社

取締役会 御中

HLB Meisei 有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 隆伸

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAIフュージョンキャピタルグループ株式会社の2024年10月1日から2025年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の取得に伴う会計処理の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、「AIを活用した事業モデル変革を図る企業」を中心とする企業群への直接投資を行っており、今後もシナジー効果が見込める企業のM&Aを積極的に取り組んでいくこととしている。</p> <p>会社は、2024年11月18日に株式会社河合青果、12月19日にショーケース株式会社株式を取得し子会社化、2025年3月3日にラパブルマーケティング株式会社の株式を取得し、関係会社化している。当事業年度の貸借対照表における関係会社株式のうち上記3社の帳簿価格は2,291百万円で、総資産の35.0%を占める。</p> <p>株式は特定株主からの取得、公開買付又は第三者割当増資によって取得している。</p> <p>当該取引は、非通例的かつ金額的重要性の高いことから、関係会社株式の取得に伴う会計処理の妥当性が当事業年度の監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の取得に伴う会計処理の妥当性に関して、主として以下の手続きを実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己投資に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 <p>(2) 取得の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引の内容、取得・譲渡に係る経緯について経営者に対して質問するとともに、取締役会議事録等関連資料を閲覧し、取引の経済合理性について評価した。 <p>(3) 取得原価の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得原価を構成する付随費用について、再計算を実施した。 取得取引を検証するために、株式譲渡契約書、株式総数引受契約書、公開買付報告書及び出金証憑を閲覧した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象に含まれていません。